

Title	新経済史観の上に於ける万葉研究
Sub Title	
Author	山本, 勝太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1928
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.22, No.3 (1928. 3) ,p.385(93)- 446(154)
JaLC DOI	10.14991/001.19280301-0093
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19280301-0093

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

サアルの献策を容れざることに依て民望を失ふことであつた。彼れが「若し普魯西にして躊躇して何事をも爲さざらんか、是に由て獨逸に於ける君主政治は最早國民的行業に當ること能はざること、再三證明せられる」といつたのは、政府に對する激勵の辭でなくて、之を非難する爲めの伏線であつたといふのである。

右のフイヒテ讚美にもこれと同じく裏面に別に眞意があつたのであるか？。例へばラッサアルに同情あるマルクス主義者たるベルンシュタインの如きは、民族問題に關するラッサアル、マルクス間の意見の距離を成るべく小ならしめんと欲するものゝ如く、從て彼れの國民主義者としての色彩を薄からしめんとする傾が見える(Wie Fichte und Lassalle national waren. Archiv für Geschichte des Sozialismus und der Arbeiterbewegung V. Jahrg. 144-162. ことに反對なるものは C. Trautwein, Über F. Lassalle und sein Verhältnis zur Fichterschen Sozialphilosophie, 1913)。併し乍ら多少の誇張は別として、上記のフイヒテ論がラッサアルの本志たることを疑ふべき理由は、私は之を認めることを困難とするものである。

新經濟史觀の上に於ける萬葉研究

山本勝太郎

- 一、奈良の都に就て
- 二、交換經濟上より見たる市の發達と通貨の變遷
- 三、交通状態一斑
- 四、奈良朝文化の經濟的背景
- 五、貴族階級の享樂生活と奴隸制度

茲に萬葉時代とは、大化改新より奈良朝末期に至る、古代社會の氏族制度廢滅して、新に莊園制度の新社會を建設せる、その過渡一世紀餘の期間を指稱する。

それは、俗に古代文化若くは奈良朝文化時代といはれてゐる所のものである。古事記が出来たのも此の時代である。日本書紀が書かれたのも此の時代である。懷風藻も、萬葉集もさうである。それから古風土記がある。さらに律令がある。歴史は、凡ゆる日本の歴史は、現代から溯つて、遠く茲まで来て止る。それ以前は傳説と神話との物語の時代である。空想と推考とが、その物語をとり巻いていろくいな姿を描く時代である。正史は茲から始つてゐる。——その時代である。

だが萬葉時代の研究は、畢竟大化改新の詔勅と、大寶令の條文と、そして後は奈良朝文化の研究

となる。その三つの點を結び、萬葉時代の經濟史觀がピラミッドの様に、だん／＼と縋りひろげられてゆくのである。私は今その中から五つの小題を撰んで、それらに就て簡單なる考察を行つて見たいと思ふ。

一、奈良の都に就て

青丹よし奈良の都は咲く花の匂ふが如く今盛りなり

萬葉歌人がかく讃えたる平城京は、是迄の移動式都市から「定都」となつた最初のものである。尤も、この平城京すら恭仁遷都や、難波行幸の事はあつた。併し乍ら、從來の首都が、全く一個の軍營の如き形態のものに過ぎなかつたのに對して、奈良は兎に角、七代七十餘年の定都となつてゐたのである。この意味に於て、そこに集へる人々の間に、いかなる生活上の變化を表したか、そして又それがどの程度まで進んだかを研べて見ることは別な興味を興へるものである。

たゞこゝにまづ吟味しておきたいのは定都奈良の形態に就てである。固よりそれが從來の軍營風な、移動式のものに比しては格段の相違あるべきは疑はざるも、而も「みやこ」とはいへ、それは畢竟寺院境内の屯所の集合したる如きものにて、所謂田園都市の範圍を出づるものではなかつた事である。従つて、そこに於ける市民の生活——殊に交易經濟の上に於ける諸現象が、凡て「都市」なる概念の下に説明するには甚だ相應しからぬ狀況にあつたことである。之は單に奈良斗りではない。後の平安京でもさうである。平安京といへば随分繁華な都の様に想像し勝ちであるが、之も田園都市を幾許も出で、かはしなかつたのである。近世都市の概念とは全く没交渉な形態であつた。それは

『源氏物語』にハッキリ描かれてゐる。

それでは奈良は、果してこの程度までに都市的形態を具へたか。最初その點を明にして置きたい。そして萬葉はそれをよく説明してゐる。

天皇の、命畏み、にきびにし、家を離りて、こもりくの、泊瀬の川に、船浮けて、吾がゆく川の川隈の、八十隈落ちず、萬たび、顧みしつゝ、玉梓の、道行き暮し、青丹よし、奈良の都の、佐保川に、い行き至りて、吾が寢たる、衣の上ゆ、朝月夜、さやに見れば、栲のほに、夜の霜降り、磐床と、川の水凝り、牙ゆる夜を、いこふ事なく、通ひつゝ、造れる家に、千代までに、座さむ君と、吾も通はむ

反歌

青丹よし寧樂の家には萬代に吾も通はむ忘ると思ふな

和銅三年三月、元明天皇の遷都以來、元正聖武孝謙淳仁稱徳光仁に至る、奈良は歷朝王宮の在るところ、雲上百官こゝに集ふところ。殊に當時の朝廷貴族の極端なる佛教信仰の結果は、大伽藍の建築となり、又貴族獨裁政治の結果は、優美なる邸第の築造となり、京師の面目また一新。朱雀大路を中央に左右兩京四坊を設け、東西九條の大路を區劃し、市街は葺くに赤き瓦を以てすといふ。神龜元年十一月の太政官の奏文に、「上古は淳朴、冬は穴にし、夏は巢くむ、後世の聖人、代るに宮室を以てす。亦京師ありて帝王居となす。萬國の朝する所、是れ壯麗にあらずんば、何を以てか徳を表さん。それ板屋草舎は中古の遺制、營し難く破れ易くして、空しく民財を殫くす。請ふ、有司に

仰せ、五位已上及び庶民の營むに堪たる者をして、瓦舎を構へ立て、塗で赤白となさしめむ」とし、かくして茲に、名も雅けなる寧樂の都の繪姿が彩り作られたのである。當時赤色青色の類が裝飾色としていかに珍重せられたるかは、それら萬葉歌人が戀歌の中によく描き出されたる處にして、例之、衣服など好んで赤く又は青く染めたる事は、かの

紅に衣染めまく欲しけども著て匂はゞや人の知るべきを

紅の深染の衣下に着て上に取り着ば言なさむかも

等の通りにて、家の内外の壁なども丹土白土などを以て塗つてゐたのであつた。「赤き瓦を以て葺く」云々とは即ちこの謂にて、七重のみごりに包まれて、白壁の家赤土の屋根が點在する有様は、想像したゞけにても、いかにも古都奈良の遠き昔の歌物語にふさはしいものである。併し、かくの如き瓦舎の建築とか、白壁の美麗なる造作等は、この奏上文にもある如く、當時は未だまづ宮殿寺院又は貴族の邸第に限られたるものなるべく、『正倉院文書』の類を検すれば、板屋、黒木桁、檜皮を用ひたる記事多く、例之、天平寶字六年の『造石山院所勞劇帳』の中に、「檜皮葺殿六宇、並在板敷」として、その中途を了し、表塗は赤土を用ふるも未だ之を了らざる旨を添書し、之に並べて佛堂、經藏各一宇、僧房四宇の外、更に板葺殿の經奉寫堂、法堂、食堂等を掲げ、又佛堂は南の木間七間を白土を以て塗り、此の白土を滋賀郡眞野村に六人の人夫をして車を以て取りに遣りたる事を記し、或は又大和藥師院文書神護景雲四年『普光寺牒』の中に左京二條七坊の檜皮葺東屋一宇を見る如き、さらに唐招提寺文書の中に右京七條三坊の草葺板敷東屋などを載せたる如き有様であつた。されば

萬葉歌人も、しきりと板葺黒木造を詠み、元正朝の頃は未だ

青丹よし奈良の山なる黒木もて造れる宿は座と飽かぬも

旗薄尾花逆葺き黒木もて造れる室は萬代までに

と詠み稱へませる程にて、大伴家持の歌にも

黒木取り草も刈りつゝ仕へめごいそしき汝と譽めむともあらじ

とある位なれば、それ以下の普通一般の民家が、猶多く貧弱なる草舎、よきものとて之ら板葺の類であつたであらう事は略推測することが出来るであらう。而もそれらのために用ふる材木、檜皮、壁土等の出所も又之らの記事並に古歌にて凡そ見當をつけて差支なかるべく、奈良文化燦然たりといへ、よくよく調べて見れば、それは極く少數の貴族僧侶の生活の上にもみ残されたる物語にて、國民經濟の見地より之を觀察すれば、その住宅技術の程度は、まづ大體この位のものであつたと解して誤なきことと思はれる。されば家持が

板葺の黒木の屋根は山近し明日の日とりて持ち參り來む

と詠みたる如く、一旦遷都の事あるや、直ちに之らの屋舎はとり片づけて之を新都に運び、舊都は忽ちにして廢墟の姿哀しく、新京一朝にして賑を呈することは、卷六雜歌に、恭仁の遷都を歌へる數首が明に之を示してゐるのである。

寧樂の京の荒墟を傷み惜しみて作れる歌三首の中

世の中を常無きものと今ぞ知る平城の京師の移るふ見れば

寧樂の故郷を悲しみて作れる歌一首並に短歌

やすみし、わが大君の、高しかす、大和の國は、皇祖の、神の御代より、敷きませる、國にし
 あれば垂れまさむ、御子のつぎく、天の下、知ろしいませと、八百萬、千年を兼て、定めけむ、
 奈良の都は、陽炎の、春にしなれば、春日山、三笠の野邊に、櫻花、木のくれ隠り、顔鳥は、間
 なくしば鳴く、露霜の、秋さり來れば射駒山、飛火が岡に、萩の枝を、しがらみ散らし、さ牡鹿
 は、妻呼び響め、山見れば、山も見が欲し、里見れば、里も住みよし、武士の、八十伴、緒の、
 うち延へて、里並みしけば、天地の、依り會ひの限、萬代に、榮え行かむと、思ひいりし、大宮
 すらを、たのめりし、奈良の都を、新代の、事にしあれば、大君の、引きのまに、春花の、
 うつろひ易り、郡鳥の、朝立ちゆけば、さす竹の、大宮人の、踏みならし、通ひし道は、馬も行
 かす、人も往かねば、荒れにけるかも

反歌

立ち易り古き都となりぬれば道の芝草長く生ひにけり
 なつきにし奈良の都の荒れゆけば出で立つごとく嘆きしまさる

久邇の新京を讀むる歌二首並に短歌の中「現つ神、わが大君の、天の下、八洲の中に、國はしも、
 多くあれども、里はしも、多にあれども、山並の、宜しき國と、川並の、立ち合ふ郷と、山城の、
 鹿脊山の際に、宮柱、太敷きまつり、高知らず、布當の宮は、川近み、瀬の音ぞ清き、山近み、
 鳥が音響む、秋されば、山もとどろに、さ牡鹿は、妻呼び響め、春されば、開遊もしりに、巖に

は、花咲きを、り、癡惻、布當の原、あな貴、大宮ごころ、うべしこそ、わが大君は、君のまに、
 聞き給ひて、さす竹の、大宮此處と、定めけらしも

而して之が反歌に「三日の原布當の野邊を清みこそ大宮ごころ定めけらしも」とか或は

乙女らが續懸くとふ鹿脊の山時しゆければ都となりぬ

なご、歌つて置き乍ら、さらに難波に遷宮あれば、忽ちに又「三香の原久邇の都は荒れにけり大宮
 人の移り去ぬれば」といふ様な有様であつたのである。以て當時の都市並にそこに於ける生活態様
 の一斑を推察するに足らむ。

二、交換經濟の上より見たる市の發達と通貨の變遷

當時に於ける「都市」の概念即ち斯くの如し。されど從來の移動式都市に比較して、定都奈良の、
 その經濟上に生じたる變化は尠からざるべし。東西市の如きは著しきもの、一つである。

東西市は即ち、それら初期都會人の賣買交易のために會集する場所にして、從來の祭市の域を脱
 し、後に店舗商業と、並に之に従事する商人とを發生せしむる動機となり、さらに他方、物々交換
 より貨幣經濟への古き動因をなす所のものである。卷第三門部王の歌に

東の市の植木の木垂るまで逢はず久しみるべ戀ひにけり

とあり、以下東西市に於ける交易の状態を研究するに當り、暫らく市の發生發達と、そこに於ける
 交換の形式がいかなる過程を踏むで進歩發達したるかを一顧して見たいと思ふ。

東西市が始めて設けられたるは、かの大寶令によりて藤原京の時の事なるも、當時、果して實際

に何の程度にまで組成せられしやは知らず、されど市はもと人の群れ集る所の謂にして、都城、或は後の城下町の概念に相當するものである。神代紀に天高市あり。古事記又舊く高市、十市を記載せるが、神武帝の白樹原宮を始め、懿德帝の輕の境岡や孝元帝の堺原の宮、應神帝の輕島の明宮などは、現に大和に高市郡として殘れる地にして、古代社會の町ともいふべきは即ちそれら市と呼ぶる、場所がそれであつたのである。同じく卷三に、紀皇女の譬諭歌として

輕の池の浦曲行きめぐる鴨すらに玉藻のうへに獨り宿なくに
とあり、柿本人麻呂の挽歌にも輕の市をうたひて

天飛ぶや、輕の道は、吾妹子が、里にしあれば、戀に、見まく欲しけど、止まず行かば、人目を多み、まねく行かば、人知りぬべみ、眞葛、後も逢はむと、大船の、思ひ憑みて、陽炎の、隠りのみ、戀ひつゝあるに、渡る日の、暮れぬるがごと、照る月の、雲隠るごと、沖つ藻の、靡きし妹は、黄葉の、過ぎて去にしと、玉梓の、使の言へば、梓弓、音に聞きて、言はむ術、爲む術知らに、音のみを、聞きてありえねば、吾が戀ふる、千重の一重も、慰むる、心もあれやと吾妹子が、止まず出で見し、輕の市に、吾が立ち聞けば、玉櫛、畝火の山に、鳴く鳥の、音も聞えず、玉梓の、道行く人も、一人だに、似てし行かねば、術をなみ、妹が名呼びて、袖ぞ振りつる

とし、又卷九雜歌の中に「高市の歌」として
相伴ひて漕ぎ行く船は高島の阿波の港に泊りにけむかも

同じく「高島にて作れる歌」二首に

高島の阿波川波は騒げどもわれは家思ふ宿悲しみ

旅なれば三更を指して照る月の高島山に隠らく惜しも

など、記せるが、さらに雄略帝の頃には、河内に餌香市、武烈帝の時に大和に海石榴市など名高いものがあつたのである。この餌香市は、かの雄略天皇が鹵田根命の罪を罰して、その資財を沒收し餌香市の橋の木の下に並べてそれを賣却せしめたりとし、又弘計王の餌香市の佳酒の歌によつて顯れてゐる所で、これらは最も古く始つた市であつた。同じく卷十二は

海石榴市の八十の衢に立ち平し結びし紐を解かまく惜しも

紫は灰さすものぞ海石榴市の八十の衢に逢へる兒や誰

等を載せてゐるのである。而も八十の衢といふ位なれば、それらの場所が相當に賑へるものなることも想ひ泛べて見る事が出来るであらう。又この歌によつて、これらの市が歌垣の場所であつたことも推察することが出来る。歌垣とは、祭禮に際して部落民が會集し、一種の歌舞の遊戯を行ふ場所であつて、今日の盆踊りの原始形體とも稱すべものであらう。卷九雜歌に「登筑波嶺爲嬬歌會」日作「一首並短歌」として

鶯の住む、筑波の山の、裳羽服津の、その津の上は、相伴ひて、未通女壯士の、行き集ひ、嬬歌ふ嬬歌に、人妻に、われも交らむ、わが妻に、人も言問へ、この山を、傾ふ神の、昔より、禁めぬ業ぞ、けふのみは、めぐしもな見そ、言も咎むな

反歌

男の神に雲立ちのぼり時雨降り濡れとほるともわれかへらめや

といふ。この筑波山の嬬歌は當時最も盛なりしものであつたと傳へらるゝが、右の歌にても知る如く、之ら嬬歌歌垣の戯れは、即ちその始め女性の選擇を以て目的とせるものにして、それが後に一種の行事として傳つたものである。殊に當時に於ては、女性は、又一個の重要な財産を形成したるものなれば、甚だ大切なるものにて、妻を獲得せむが爲には之が對價の給付若くは何らかの贈與の形式をとりたることは傳説物語に記し殘された通りである。されば、略奪結婚は、最も未開野蠻の遺風にして、たゞ貧困なる下層社會人の中には尙久しく存したらむも、漸く進みてはかくの如く嬬歌歌垣によりてその求むる所のものを獲得したのであつた。か様にして、とに角もと市は衆人の會集する場所を言へる言葉であることには疑ないのであるが、次第に人類の慾望發達するや、從來自給自足の經濟生活を營み來りし部落民は、この會集の場所に彼等の剩餘貨物を提示して、他者の剩餘貨物と交換し、さらに進んでは賣買の形式をとるに至り、茲に市は、新に、財貨交換の場所となつたのである。前記餌香市の例などは即ちその一斑である。蓋し人多く集るところ、慾望の種類また複雑なるべく、かくして之らの市が早くより財貨交換の場所となれるは寧ろ自然の順序である。而して、市に於ける財貨交換の方法は、その初めは、固より交換當事者間の直接交換にて、而も交換すべき物と物とのとりやりであつたものと思はれるが、やがてこの交換の形式は進歩して、茲に貨幣なる一種の交換媒介物を生じ、之によつて直を量つて財貨の授受が行はれるやうになつたのである。併し乍ら、はじめはことさらに一定の財貨を以て貨幣の職分を行はしめむと欲したるには非ず、又その必要もなかりしかば、種々なるものが今日に謂ふ所の貨幣の代用を爲したる如く、古文獻に徴すれば、或は朝廷貴族の間などにては曲玉や鏡や刀劍の如きものが貨幣に代りて珍重せられ、後には、例へば雄略天皇紀十三年の「狹穗彦玄孫鹵田根命。竊奸采女山邊小島子。天皇聞、以鹵田根命。收付於物部目大連。而使責讓鹵田根命。以馬八匹太刀八口。祓除罪過。」とか、又大化二年の詔に「復有百姓。臨向京日。恐所乘馬疲瘦不行。以布二尋麻二束。送參河尾張兩國之人。雇令養飼。乃入京。於還郷日。送鍬一口。」云々、或は天武天皇五年の詔に「四方爲大解除。用物則國別國造輸。祓柱馬一匹布一常。以外郡司各刀一口鹿皮一張鍬一口刀子一口鎌一口矢一具稻一束且每戸麻一條。」など、ある如く、布帛にせよ、鍬にせよ、將又獸皮武器馬匹の類にせよ、その時その場合によりて、最も當事者間に便宜重寶なるものがまづ一般に支拂の手段として貨幣の職分を果してゐたものと思はれるのである。たゞその中に於て、布帛と稻穀とが最も一般に支拂の手段として、又交換の媒介物として、さらに又價値の尺度とせられてゐたことは、單に上代社會に於けるのみならず、中世文學を通じて尙よく認め得る所のものにして、書紀を検するも、右に掲げたる如く、朝廷に於ける贈答下賜の品目は概ね布帛穀物田地武器馬船寶物等にして、例之垂仁紀二年の條に、任那人蘇那曷叱智の歸國に際して、特に赤絹一百匹を齎せて任那王に贈りたる、仁德紀十七年新羅よりの朝貢品に「絹一千四百六十疋及種種雜物併八十艘」とせる、雄略紀十五年の秦民分散臣連等。各隨欲驅使。勿委秦造。由是秦造酒甚以爲憂而仕於天皇。天皇愛寵之。

詔聚秦民。賜於秦酒公。公仍領率百八十種勝。奉獻庸調。緝維充積朝廷。因賜姓曰禹豆麻佐。

或是天智紀元年の「春正月。賜百濟佐平鬼室福信矢十萬侯絲五百斤綿一千斤布一千端草一千張稻種三千斛。三月賜百濟王布三百端」等、これらにてまづわが古代社會に於ける貨幣とは凡そいかなるものなりしかを推考することが出来るであらう。大化三年改新の詔勅、又大夫以上に食封を給するに布帛を以てしてゐるのである。

然らば、わが古代社會に於ては金屬貨幣は全然通用せざりしやといふに、これは甚だその記録曖昧にて、ハッキリした事は分らないのであるが、之まで發見せられたる資料に基きて諸家の意見を總合すれば、大體に於て金屬貨幣一般通用の事實は之を否定し得べく、たゞ宮廷を中心とする小範圍に於て、三韓傳來の銀貨など珍重せられ、或は此れを模造して、わが國に於ても多少の鑄造行はれたる如くに思はれる。これはわが古代にありては、未だ採鑛冶金の術に乏しく、且中央貴族の生活を除きて、一般の人々は、何れも久しく自給自足の部落經濟を營みて、交易の要殆ど存せず、従つて貨幣の必要など無かりし状態なれば寧ろ當然の事といふべきであらう。わが國太古金銀を産せざりしことは古文書によつて記されたる所、例之「古事記」仲哀天皇の段に

其大后。息長帶日賣命者。當時歸神。故天皇坐筑紫之訶志比宮。將擊熊曾國之時。天皇控御琴而。建内宿禰大臣。居於沙庭。請神之命。於是大后歸神。言教覺詔者。西方有國。金銀爲本。日之炎耀種種珍寶。多在彼國。吾今歸賜其國。云々

といふが如きは、正に當時の事情を推測するに足るべきもので、「日本書紀」又天武天皇の三年の條に「三月丙辰。對馬國司守忍海道大國言。銀始出于當國。則貢上。由是。大國授小錦下位。凡銀有倭國。初出于此時。故悉奉諸神祇。亦同賜小錦以上大夫等」とて、此の時始めてわが國に銀を産したれば、大に喜悅して之を諸神に奉獻し、且貴族高官の者達にも分與せられたる旨を記載してゐるのである。而も當時に至るまでさらに金銅共未だわが國に之を産したる記事なく、何れも凡て外國より貢獻のもの、みなれば、わが國に金屬貨幣の傳來せるは、それら外國金銀の入貢ありしかの三韓征伐以後の事なるべしと之を推して誤らざる可く、而して、古書に徴すれば、かの書紀顯宗朝の銀錢を以てその最初のものとして稱すべきも、又從來多くの學者或はそのまゝこの記事を信じ或は又た單に漫然之を修飾の一句とのみ嘲笑し去るも、別にこの時始めて銀錢の行はれたりと記されたるものには非ず、又それ迄に銀錢入貢の記事もなく而も平然銀錢一文と記し、さらに天武朝に於ても同様のいきなり銅錢及び銀錢云々と書き記されたるところを見れば、その何時頃よりこの位が、いかにしてといふ事は分らざれども、とに角、これらの事情にて、それ以前に外國貨幣が入り來りたりしことを想像したるものなりとすることは咎めらるゝ事なしと思ふ。

たゞ注意すべきは、かくの如くして、それら金銀の渡來と共に、又金銀錢の來貢もありたるべしとは推考して妨げずとするも、固よりそれが直ちに貨幣の職分を果したるものなるや否やは多大の疑問に屬し、よほど正確なる資料を蒐め得られたる時に非ればその疑問を解く事は覺束ないのである。たゞ日本書紀の金銀來貢の記事に伴ひて、同じく金屬貨幣傳來したるべしと認め、而して當時

の宮廷を中心とせるそれらの人々の間に、之らの舶來貨幣がいかん珍奇の感を與へ、之を愛玩珍藏し、或は又模造使用を娛みたるかは、既に瀧本博士が「秘庫器錄の卷三に『秘府略』を引用して

應神天皇十七年五月武内宿禰博士和珥吉師等議曰自先朝外國所貢金銀及諸寶貨、已多充滿于府庫、宣収金銀造貨幣罷用寶玉、許之

と記し、『又同十八年二月、詔して玉を用ふることを許されたる事を記し、其の下に附記して、謹案、所藏銀幣三十枚、穿圓孔有文磨滅不可辨、但金銀幣闕之とあり、又次に秘府略を引き

反正天皇二年五月、木菟宿禰、大前宿禰議、如漢室新造銅幣、通方孔著銘文將施天下、詔許之、至是始作此珍、止用寶玉、世用大足、公私便之

と記し、又之に附記して謹案所藏五十二枚、四傍有文如「卍」字耳とあるを見れば、金銀兩錢の通用は今より一千六百三十餘年前なる應神天皇の時より始まり、銅錢は其れより一百二十餘年後反正天皇の二年より行はれたるものなり」と推斷せられたるによつても窺知し得る所にて、之によつて從來不可解の記事とせられ來りし顯宗紀の銀錢も、後に唐突の感ある天武紀の錢貨通用の事も凡て順序を追ふて了解する事が出來てくるのである、のみならず、さらに又この説明によつて、朝廷貴族の間に於ては、永く玉石の類が貨幣の代用を務めたりとせる前掲古書の解釋も正しく肯定せらるゝ次第である。

而して今、『日本書紀』に就て按ずるに、まづ顯宗朝に至り、いさなり、すでに銀錢のひろく用ゐられてゐたるが如き口調もて

是時天下安平。民無徭役。歲比登稔。百姓殷富。稻斛銀錢一文。牛馬被野。

と所謂修飾の文辭を以て彩り、次に天武朝の十二年に「夏四月戊午朔。壬申。詔曰。自今以後。必用銅錢。莫用銀錢。乙亥。詔曰。用銀莫止」とて、再び突如銀錢並に銅錢に關する詔勅出で、さらに持統天皇の八年三月には

以直廣肆大宅朝臣麻呂。勤大貳臺忌寸八島。黃書、連本實等。拜鑄錢司。

とし、かくして、次第に錢貨の使用がひろまれる事情を寫してゐるのである。而して此の持統朝の鑄錢司と、『續日本紀』に記されたる文武朝の「始置鑄錢司。以直大肆中臣朝臣意美麻呂爲長官。この抵觸に就ては、夙に横井博士が「持統天皇の朝には官を拜せしものあるも別に官衙を設くるには至らざりしか」と推考せられたる所にて、此の時分より金屬貨幣の通用並にその鑄造が連りに問題となるに至つたことが解る。

かの史乘に著名なる和同開珍の鑄造は、かくの如き時期に際して行はれたるものにして、それは慶雲五年正月、武藏國秩父郡より和銅(熟銅)を獻じたるを以てこの年を和銅と改元し、五月始めて銀錢を行ひ、七月近江國をして銅錢を鑄さしめ、翌八月始て銅錢を行ふといふのである。(續日本紀)而らば、和同開珍は、從來漸くひろまり來りし銀錢並に銅錢の通用に基きて、當時流行の大陸文化模倣の形式主義により、天下の通貨として金屬貨幣を制定鑄造し、官鑄錢を一般に流通せしめむと欲したるものといふべく、まづ大寶令に於て、大藏ノ省は諸國の調及び錢、金銀、珠玉、銅鐵、骨角齒、羽毛、漆、帳幕、權衡、度量、賣買の估價、諸方の貢獻の雜物の事を掌るものとし、その下

に五司を置き、典鑄司をして貨幣の鑄造を掌らしむと規定し、さらに和銅元年二月、催鑄錢司なるものを置きて多治比真人三宅麻呂を以て之に任じ、愈々その實行を促さむとしたのである。

而してその後、天平感寶元年に至り、陸奥國より始めて黄金を貢じ、茲に内地に於ける金銀銅の産出皆成り、奈良朝時代を通して、或は淳仁朝に開基勝寶金錢、太平元寶銀錢、萬年通寶銅錢を鑄、稱徳朝に神功開寶銅錢を鑄造したるも、果して幾許を製出し、幾許が流通せしものなるやは知り難いのである。のみならず、折角考案したる銅錢の一般流通の有様も甚だ思はしからず、ために種々之が對策を廻らし、例へば和銅四年十月祿法の制定あり、又錢を貯へし者に對しては夫々位階を進めて之を獎勵し、或は五年十月の詔に

諸國役夫及運脚者。還郷之日。糧食乏少。無由得達。宜勸郡稻別貯便地。隨役夫到任命交易。又令行旅人。必齎錢爲資。因息重擔之勞。亦知用錢之便。

としたる如き、又六年三月には田を賣買するに、若し他の物を以て價と爲すに於ては田も其物も共に之を沒收してしまふといふ程に嚴格なる布令を出し、四七年に至りては、錢を擇ぶことを許さず、官鑄錢なることを知りて嫌ひ、之を擇ぶものは杖一百に處すべしなどせざるも、仲々芳しき結果を得なかつた様であるのは、蓋し當時の經濟生活の状態を按ずるに、全國一帯に自然經濟の時代にして未だ錢貨交易の行はるゝまでに進歩發達の形跡なく、僅に中央政府直轄地方の小地域、若くは都市とかといふ場合を除きては、到底錢貨通用の計劃を容るゝ事能はざる状態なれば、遂に失敗の跡を残し去りしは寧ろ當然であつたといはねばならぬ。されば和銅四年十月の詔勅にも「これ錢の用

たる、以て財貨を通じ、有無を易る所なり。當今百姓尙習俗に迷ひて、未だその理を解らず、僅に賣買すと雖も猶錢を蓄ふるものなし」とて未だ流通不馴なる錢貨に對する需要甚だ粗なる有様を述べたるあり、殊に奇しきは、和銅二年三月に「凡そ交關の雜物、その物の價、銀四文以上は、即ち銀錢を用ひ、その價三文以下は、皆銅錢を用ひよ」と命じたるにも不拘、やはり銅錢よりも銀錢の方がよく用ひられたりとし、一時銀錢の使用鑄造を禁止したりなど、記されたる所を見れば、一面よりこれを考ふれば、銀錢は早くより傳來珍重せられてその使用に馴れ來れること銅錢に勝るのみならず、さらにかくの如く錢貨交易一般化せざる當時にありて、その使用は却つて銀錢支拂を以て便とする如き場合に多かりしものと推想することも得べく、貨幣が日常生活の上に多くの交渉を有ち、而して日常些細なる個々の賣買交換が、一般に錢を以て支拂の手段とする様になりたるは、さらに平安朝を経たるすつと後の事にて、商人が富の蓄積をはじめ、商業が經濟社會の一端に、次第にその重要性を現し來り、都市的若くは遠方販賣的活動開始せられし室町時代を俟つべく、遠く奈良の上代社會にありては、各村未だ多く自然のまゝなる自給自足の經濟生活を營み、中央地方とて、やはり稻帛を以て主たる支拂の手段としたれば、錢貨流通の事は、奈良朝後期以後、平安朝初期にかけて、漸次進歩の形跡は認め得べしとするも、而もそは尙甚だ不完全幼稚なるものにして、且小範圍に止りしものと解することが至當である様に思はれる。

現に大寶令は、租はその收穫米の一部を以て納め、調は絹布綿糸の類を以て之に充つべき事を規定し、賦役令に

凡土毛、臨時應_レ用者、謂土地之所_レ生、皆爲_レ毛也。並准_ニ當國時價_一。價用_ニ郡稻_一。謂割置田租、以充_ニ雜用_一、是爲_ニ郡稻_一也。下条云、諸國貢獻物者、皆以_ニ官物_一買充、亦是_ニ郡稻_一也。凡官稻之類、出自_ニ田租_一、即分爲_ニ三_一、一曰_ニ大稅_一、二曰_ニ祓穀_一、三曰_ニ郡稻_一也。

凡諸國貢獻物、皆盡_ニ當土所出_一、其金、銀、珠、玉(中略)及諸珍異之類、皆准_レ布爲_レ價、以_ニ官物_一市充。

とあり、(令義解)和銅五年に一度錢五文を以て布一常に准すと定めて、調物を錢を以てせしめむと欲したれども、やはりうまく行はれず、そののみか朝廷自身に於てすら、舊來の習慣を脱せず、猶依然として祿は概ね布帛の類を授け、祿法の制定以來錢またこれに准すと雖も抄々しからず、高年者への下賜品に粉を以てし、慶典祭祀の料に純布を以て賜り、寺院への寄進また田地の外に夥しき稻穀布帛を以てし、錢貨使用の例は却つて稀なりとする如き有様は、續紀などによつてもよく之を知る事が出来るであらう。のみならず、官鑄錢と和鑄錢の混同雜用は、茲に偽造貨幣の濫出となり、(四)その弊に堪えざりし事情は、相次いで出されたる私鑄法度の嚴達や、大赦令に於て、毎に偽造貨幣の罪はこの恩典より除外されたるを見ても大方之を推了し得べく、或は蓄錢獎勵の結果は却つて益々流通策の頓坐を來すに至り、遂には後に蓄錢者を罰するに至るなど、混沌たる形勢は、いかにも上代物語にふさはしき光景である。

大藏省本『大日本貨幣史』の如きは、この和銅五年並に六年の詔勅に對し、「謹按、錢ヲ以テ物ニ代ルコトノ史ニ見ヘシバ既ニ顯宗天皇ノトキ、稻斛銀錢一文トアリ。然レドモ、此ノ和銅五年ニ、行旅人ヲシテ必ス錢ヲ齎ラサシムルノ詔アリ。又六年ニ、田ヲ賣買スルニ、錢ヲ以テ價トナシ、他物

ヲ以テ價ト爲スヲ禁スルノ詔アリ。然レハ此ノ時代マテモ、尙錢ノ外ノモノヲモ用ヒテ、賣買ノ資ト爲セシモノアリシト見ユ。譬ヘハ旅人ハ、錢ノ代リニ米等ヲ齎ラシ、田ヲ賣買スル者ハ、錢ノ代リニ、布等ヲ用ヒシコトモアリシナラン」など、恰も一片の法令、以て直ちに貨幣經濟の時代を現出せしめたる如き筆法なるも、これたゞ單に古書の直解、律令の文字譯を行へる結果の誤想にて少しく當時の經濟社會の事情を知らば、「尙ありしと見ゆ」所にてはなく、その方が普通一般の習俗にて、貨幣による賣買交換こそ却つて異常なるものたりし事は、當時貨幣の使用最もよく行はれたるべしと思惟せらるゝ方面の記録を傳へ殘したる『正倉院文書』を一顧するも直ちに合點する處なるべく、その他の古文獻を併照して見るとき、當時は尙實物給與の時代にて、その外に穀物布帛及び貨幣が互に支拂の資料となりゐたる事、而も前二者が主たる支拂手段にて、貨幣は寧ろ從的のものであつたことをよく知るであらう。

今それに就て『正倉院文書』の二三例を引用すれば、天平勝寶元年十月十一日の「文伊美吉廣河貢賤解」に出でたる婢阿古賣、年廿八はその直壹拾貫なれども、同じく十二月十九日の「丹後國司解」には、奴婢夫々に二人づゝ各價稻壹千束とあり、又二年正月八日の「但馬國司解」には奴婢三人の中、年廿四なるは各その價稻九百束にして、年十五なるは八百束、同じく婢二人の中、年十九なるは一千束にして、年十七なるは九百五十束、又同年四月二十二日「美濃國司解」は

- 奴小勝 年三十四 價稻一千束
- 左目下黒子 年二十二 價稻一千束
- 右頼班 年二十二 價稻一千束
- 奴豐麻呂 年二十二 價稻一千束

奴益羽

年十五
左目下黒子

價稻七百束

婢乎久須利賣

年二十二
左目後黒子

價稻八百束

婢古都賣

年二十
右頰黒子

價稻八百束

婢棕賣

年十五
左頰疵又黒子

價稻六百束

等と記し、「寫經所解」の經師料、校正料、裝潢料、題師料又概ね布何端、絶何文とありて、錢にて給與せる場合よりも却つて多きを數へ、經師料は大體寫紙四十張にて布一段、校正料は約一千張を以て布一段に充て、而して錢の場合は、前者一張につき五文乃至十文の割になつてゐるのである。(10) これらは大方聖武孝謙の兩朝の頃のものであるが、次に實物給付の例に就ては、孝謙淳仁朝頃の「様工力部廣麻呂解」「造東大寺司造瓦所解」「隨求壇所解」「經師校正等大料雜物充用帳」又は諸「作物雜工散役帳」等に、米、下米、黒米、鹽、酒、醬、酢、菜、海藻、大凝、芥子等の類が書き記されてゐる。(11) 而して添て功錢が人別何文十何文といふのである。

如上述へ來りし所、自ら以て奈良朝時代並にその以前に於ける交易の状態の一斑を説明するに至れるが、當時に於ける交易は、市を以てその中心とし、市は奈良の東西市を始めとし、美濃の小川市備後の深草市、大和の辰市、駿河の阿部市など、諸國にも亦著名なるものがあり、右の中にも阿部市は後の府中の地、僧辨基の歌にも

焼津邊にわが行きしかば駿河なる阿部の市路に逢ひし兒らはも
と詠まれてゐるのである。古代社會に於ては、猶市に於ける交換とて、別に何らの形式も備らず、

たゞ賣手と買手と夫々に集ひ來りしものならむも、次第に市人の手を経て行はるゝに至り、茲に市人は後の商人の魁を爲すものとなつたのである。「出雲風土記」島根郡朝酌郷の條に

大小雜魚 濱藻家園 市人四集 自然成廩矣。

とあり。或は意宇郡忌部神戶を

川邊出湯。出湯所在 兼海陸。仍男女老少。或道路駱驛。或浸上沚洲。日集成市。といふ。更に續紀天平神護元年十月紀伊行幸の記事の中には

權置市塵。令陪從及當國百姓等任爲交關。なご載せてゐるのである。

職員令によれば、京城には左右京職を置きて、大夫は市塵、度量の事を掌り、(12) その下に東西市司を設けて財貨、交易、器物、眞偽、度量、輕重、賣買、估價、非違を禁察せしむる。こになつてゐる。

この式は、平城京も平安京も同じで、關市令は

凡除官市買者、皆就市交易

と命じてゐるのである。然るに同じく關市令に

凡市、每肆立標、題行名。市司准貨物時價、爲三等。十日爲一薄。在市案記。季別各申本司。

凡出賣者、勿爲行濫。其横刀槍鞍漆器之屬者、各令題鑿造者姓名。

凡以行濫之物、交易者沒官。短挾不如法、還主。

凡官私權衡度量、每年二月、詣大藏省平校。不在京者、詣所在國司平校、然後聽用。

等を規定したれば、この市に於ける賣買は甚だ公正に行はれたる如くに見え、殊に之を破る者には、「器物及繩布之屬有_レ行濫短狹_レ賣者各杖六十」とか、「雖_レ平而不_レ經_レ官司印_レ者、笞三十」といつた風に、課するに體刑を以てしたれば、從來、史家何れもこれをそのまゝ、記し移して更に疑はざるも、萬葉卷七に

西の市にたゞひとり出で、眼並べず買ひにし絹のあきじこりかも

の歌あり、果して實際に於ける狀況は如何なるものであつたか、これはさらに吟味して見る必要があると思ふ。元來、交換する *guschen* といふ語と、欺く *guschen* といふ言葉はその語源を同じくするもので、「換へた」「換へられた」「すりかへられた」といふ言葉は、欺かれたといふ意味に用ひられてゐるものであるといへば、原始社會に於ける交換の形式は大方その域を脱しないものであつたであらう事は略推測することが出来るが、さらに此の時代に至つても、かくの如き嚴しき規定罰則を設けたるを見れば、凡そ當時一般の賣買交換が、如何なる程度に、如何なる形式の下に行はれてゐたものであつたかを窺ひ知る事が出来るであらう。殊に卷第十八、大伴池主が戯歌に、「勝寶元年十一月十二日、物貿易られたる下吏、謹みて貿易たる人を斷ずる官司の廳下に訴ふ」とて

針袋取り上げまへに置き返さへばおのともおのや裏も繼ぎたり

外三首を掲げたるが、盗人を貿易人と書き記しあるなどはまことにおもしろい處である。又一旦正當に取引を濟ませたる以上は、之を取消し得ざることとして、取引の圓滑を圖りたることもあきかばりしらすとの御法あらばこそ吾が下衣返し賜らめ

なごの歌によつて知らるゝであらう。關市令は、凡そ市は恒に午時を以て集り、日没前に鼓を三度撃ちて之を合圖に閉づることを規定せるが、當時は未だ燈火の如きも燈油燈心を用ひたるいとなごやかなる頃の事なれば、夜市の賑などは到底想像すべくもなく、日出で、働き、日沈みて憩ひ、たゞ自然の命するまゝに起居して、夜の暮は單に自然の儘なる人間生活のみを容し、たゞ美と哀愁の情歌を残すに過ぎなかつたのである。されば天平年間の酒宴の歌などにも

油火の光に見ゆる吾が鬘さ百合の花の笑まはしきかも

燈火の光に見ゆるさ百合花ゆりも會はむと思ひ初めてさ

なごあり、さらに火打袋を歌つては

針袋これは賜りぬ鑽袋今は得てしが翁さびせむ

といふてゐるのである。

その外市に於ては男女は座を別にして興販すべきことを命じ、買上品又は拂下品の物價は中估價即ち中ズミ相場を以てすべきことを定め、尙雜令には

凡皇親、及五位以上、不_レ得_レ遣_レ帳内資人、及家人奴婢等、定_レ市肆_レ興販_レ。其於_レ市沽賣出舉、及遣_レ

人於外處_レ貿易往來者、不_レ在_レ此例。

との規定あり。イチクラに就ては『講令備考』卷第九にこの市を説明して

市 市買賣所也。既文市特也。言交易而退特以不置也。風俗通 神農氏日中爲市致天下之人聚天下之貨交

易而退各得其所蓋取諸噓噓

としたる後

塵 市中空地謂之塵周禮註

としてゐる如く、賣買すべき貨物を陳列する所のことである。而してその貨物を賣買する舎を店家と稱し、之が後の店にて、奈良朝の末より次第に整ひ來り、平安京の東西市はこの店家を以て成れるものである。或は又この店を店といふ。タナとは賣買貨物を並べる台の事にて、『古事記』にある板擧いたたぎがそれで、板を擧げてその上に貨物を陳列し、衆人に供覽せしめしかば之を見世、棚と稱し、後には單に「見せ」とのみ呼び、或は「たな」とのみ稱する様になつたのであるといふ。

今一二の語源に就て挿記するならば、例へば「あきなひ」に就ても、故横井博士は商は飽充滿足の義で、其商をなすを「あきなふ」といつて即ち賣買の事である、又物をあきなふを「うる」といふは、利益を得るの義にして、物を購ふを「かふ」とはかふるの義なりとし、喜田博士は又「米穀秋熟に至て之を收む。此の時より以來諸物を交易す、故に交易を謂つてアキとなし、商人を謂つてアキビトと爲す」と『和名抄』の箋註を引いて、所謂出來秋の秋ナヒで、ナヒとは行ナヒ荷ナヒのナヒであり、而してアキナヒに漢字の「商」の字を用ゐたるは、白虎通に所謂「物を通ずるを商と云ひ、居て賣るを買といふ」といふのに當るとするのである。前に掲げたる「あきかはり」の歌も「商變」なる字を使つてゐる。

『常陸風土記』茨城郡の條に

夫此地者。芳菲嘉辰。搖落涼候。命駕而向。乘舟以遊。春則蒲花千彩。秋是岸葉白色。聞歌驚

於野頭。覽舞鶴於洛子。社曰漁娘。遂濱洲以輻湊。商暨農夫。棹舳舻而往來。(下略)

又交換價値を以て「あたひ」と呼び爲せるは、顯宗紀に縮見、屯倉、首が家の室壽の御歌に「旨酒餌香市不_レ以直買_二」の語あり。『釋日本紀』は之を解いて、高麗人が餌香市に來て美酒を醸りて賣りたること、人争ふて高價を以て購ふた故であるとしてゐるのであるが、さらに大伴旅人の「酒を讃へる歌」の中にも

價なき寶といふとも一杯の濁れる酒にあに優らめや

と見えてゐる如く、奈良朝時代に至れば、交換も、も早原始社會人の如き單調なる剩餘貨物稀觀品若くは生活必需品などに止らずして、既に奢侈品の上にも及び、殊に貴族階級に於ては、單純なる古代人の貴金屬愛好の觀念より、之が追求にまで進化してゐた事實は、山上憶良が「男子古日を戀ふる歌」三首の中、長歌のはじめに

世の人の貴み願ふ七種の寶もわれは何にせむに

の句があり、それから又「子を思ふ歌」の反歌に

銀も黄金も玉も何せむに優れる寶子に如かめやも

などいへる中にもよくそれを推察することが出來やう。それ斗りか、奈良朝末期に至つては、童謡の中にさへこの思想が侵み込んで來てゐるのである。

葛城の寺の前なるやとよらの寺の西なるやえの葉井に白玉しづくや真白玉しづくやおしとんとんとしとんとしかしては國ぞ榮えむやわいへらぞ富せんやおしとんとんとしとんとんとしとんとんと

ど(催馬樂)

かくして原始人の自然生活の風は次第に消滅し、その思想に於ても、その生活に於ても、凡てが次の時代へと移つて行つたのである。而してかの『懷風藻』に映れる文化的慾望發達の詩姿こそは、この萬葉より古今集へ、自然のまゝに赤裸々無技巧なる戀歌の時代よりものゝあはれをぞ知る平安朝貴族が愁詩的戀愛生活へ、さらに言葉をかへていふならば、田園都市より市巷の生活へ移動してゆく世相を寫してまことふさはしき興多きものといふべきであらう。私はこゝにそれを二三首唱誦してみた。

山牖臨幽谷。松林對脱流。宴庭招遠使。離席開文遊。蟬息涼風暮。雁飛明月秋。
傾斯浮菊酒。願慰轉蓬憂。(安倍廣庭—秋日於長王宅—宴新羅客。)

聖豫開芳序。皇恩施品生。流霞酒處泛。薰吹曲中輕。紫殿連珠絡。丹墀奠草榮。即此乘槎客。俱欣天上情。(箭集虫麻呂)

五言。暮春於第園池置酒。并序。

僕聖代之狂生耳。直以風月爲情。魚鳥爲翫。貪名狗利。未適冲襟。對酒當歌。是諧私願。乘良節之已暮。尋昆弟之芳筵。一曲一盃。盡歡情於此地。或吟或詠。縱逸氣於高天。千歲之間。嵇康我友。一醉之飲。伯倫吾師。不慮軒冕之榮身。徒知泉石之樂性。於是絃歌迭奏。蘭蕙同欣。宇宙荒芒。烟霞蕩而滿目。園池照灼。桃李咲而成蹊。既而日落庭清。儼傾人醉。陶然不知老之將至也。夫登之高能賦。即是丈夫之才。體物緣情。豈非今日之事。

宜下裁四韵。各述所懷云爾。

城市元無好。林園賞有餘。彈琴仲散下。筆伯英昔。天霽雲衣落。池明桃錦舒。寄言禮法士。知我有所危。 (藤原萬里)

三、交通状態一斑

斯く、萬葉時代に於ける交換經濟上に於ける進歩發達の諸現象、就中、東西市に於ける賣買制度の整備及び此の期に至りて漸く問題となりたる通貨使用に關する諸種の考察は、之と相關聯してさらに當時に於ける交通状態の一斑を按ずることの興味を誘致するものである。蓋し交通制度と交通機關とは、その時代に於ける交易の状態を推考するに之を缺く事能はざる所のものである。

大化二年改新の詔に曰。

其二曰。初修京師。置畿内國司郡司關塞片候防人驛馬傳馬及造鈴契。定山河。

凡畿内。東自名壑横河以來。南自紀伊兄山以來。西自赤石楢淵以來。北自近江狹狹波合

坂山以來爲畿内國。

凡給驛馬傳馬依皆鈴傳符尅數。

凡諸國及關給鈴契並長官執無次官執。

即ち右の如く、先づ畿内と畿外とを區別し、國司郡司以下の官を配し、之によつて畿内に於ける交通警察の事務を進捗せしめむと圖つた事が分る。畿内は即ち所謂「やまどのくに」の事にて、當時の國家は尙未だ「やまどのくに」時代の事にして、畿外は之を外國と呼び馴れてゐた程である。故に當

時所謂「くに」なる概念も略ぼこの程度のもを指せるものなるかは推して測る事が出来るであらう。されば前節に於ても、その貨幣による交換現象を、主としてそれら中央地方に限るものと推斷したる次第にて、外國即ち畿外は、いかなる現象を論ずるにせよ、法令法文よりは之を切り離して別に考へなくてはならないのである。現に改新の詔勅に於てすら、尙その交通政策並に警察制度に關しては之を畿内を以てしてゐるのであつて、「くに」に關するこれらの概念は、前に「都市」の概念を説明せると同様、古代並に王朝時代の諸制度を研究するに當り、まづ第一に十分に吟味し確めて置かなければならぬ所のものであつて、世間往々にして、わが古代文化に關する途方もなき記述を見るは全く此の一點の不注意から初るのである。この事は雄略天皇の御製にも、舒明天皇の御製にも之をうかゞひ得べく、萬葉卷第一はその碧頭に兩帝の御製を掲げ

籠もよ、み籠持ち、掘申もよ、み掘申もち、この岡に、菜摘ます兒、家聞かな、名告らさね、空見つ、やまとの國は、おしなべて、われこそ居らし、告りなべて、われこそ座せ、われこそは、夫とし告らし、家をも名をも

大和には、群山あれど、とりよろふ、天の香具山、登り立ち、國見をすれば、國原は、煙立ち籠め、海原は、鷗立ち立つ、うまし國ぞ、秋津洲、大和の國は

と記してゐるのである。されば、前掲の詔勅によりて、畿内に於ける交通警察に就ては大に意を用ゐて之が整備をはかりたることは之を認め得べく、所謂驛傳の制を設置して、急使は驛馬を走らせ、常使は傳馬に跨り、驛路鈴を與へて各驛より驛馬を徵する憑證とした。歌にいふ

さぶる兒がいつぎし殿に鈴懸けぬ早馬下れり里もとゞろに

すゞがねの早馬驛の筒み井の水をたまへな妹が直手よ

即ち三十里^(四)毎に驛を設けて人馬を置き、貴族は朝廷より受けたる傳符を驛長に示して人馬の供給を得たものである。馬は當時に於ける唯一の陸上運輸交通の機關なれば、萬葉にもこれを歌へるもの甚だ多く、例へば

見まく欲り吾がする君も在らなくに何しか來けむ馬疲るゝに

鹽津山打ち越え行けば吾が乗れる馬を躓く家戀ふらしも

片思を馬に太馬に負せもて越邊にやらば人かだはむかも

常の戀未だ止まぬに都より馬に戀ひ來ば擔ひ敢へむかも

なごにて、その一班を見ることが出来やう。又、金村の歌に「吾が背子が跡履み求め追ひ行かば紀の關守い止めてむかも」とか、不破の關にて家持の詠みける

關無くば歸りにだにも打ちゆきて妹が手枕まさて寝ましを

の如く、要路には關を設けて關守を置き、日の出と共に門を開きて行人の通過を許し、日没と共に門を閉じたものである。かの有名なる三關とは、即ち伊勢鈴鹿の關、美濃不破、及び越前の愛發の三所をこれにて、固より關を通過せむが爲めには關所札を要し、當時之を「過所」と呼んでゐたのである。關市令に

凡人齋^ニ過所、及乘^ニ驛傳馬、出入^ニ關者、關司勘過、錄白の案記。其正過所、及驛鈴傳符、並

付行人自隨。仍驛鈴傳符、年終錄目、申太政官、惣勘。凡關門、並日出開、日入閉。

等を記したるは即ちそれである。而して過所の有効期間を三十日と定め、その再交付、變更に關しては義解に左記の如き條文を見る。

凡欲度關者、皆經本部本司。謂本部、本貫也。假有大舍人是京人、而欲度關者、依式遣過所、先申本寮、寮者、經也。請過所。官司檢勘、然後判給。還者連來文。謂連來文者、假有行人更欲還京國者、皆將來時過未去之間、過所仍得隨身。申牒勘給。若於來文外更須附者、驗實聽之。日別惣連爲案。若已得過所、有故卅日不去者、謂既以卅日爲限。即不納限者、不可更改給。將舊過所。申牒改給。若在路有故者、謂亦卅日不去者、其雖非在處、經卅日、亦聽過度也。將舊過所。申牒改給。若在路有故者、而通計乃納限者、亦當國官司、具狀送關也。申隨近國司。具狀送關。雖非所部、有來文者、亦給。謂假有行人取本部過所來、更亦欲向他國、而經當所。請過所者、雖非是所部、緣其有來文、勿判給之類也。

又過所には凡てその赴くべき關名を記載し、その關を限りて通行せしめたることは、同じく令に「凡人度關者、皆依過所々々載關名勘過。若不依所詣、別向餘關者、關司不得隨便聽其入出」とある通りにて、この關所通過に關する制裁は、一つには中央地方の警察維持の目的を以てし、又別に畿外と畿内の別を明にし、而して人口の移動を防ぎて以て改新の理想を實現せむことに資したるべしと思はるゝも、固より之が爲めに遠方販賣の路は妨げられ、財貨の移動を抑壓せることは大なりと信ずる。たゞさへ往還困難なる陸路にありて、殊に設關の事あるに於ては、陸上に於ける財貨の運搬交易は殆ど不可能とも稱すべく、當時の商業がいかに幼稚なるものにして、たゞ

市などを中心にして多少の交易經濟の出現を見たるに過ぎざりし事は大方これらの消息にて覗ひ知らるゝであらう。後に古風土記の出づるや、各國に驛家の記載あれど、もとより官私の通行のために外ならず財貨の移轉交易に關するその記事なきは、猶自然經濟時代の此の期に於ける各地方の状態をよく寫したるものといふべきである。防人の歌に不破の關の險難を詠じたるものあり
足柄のみ坂たまはり願みず吾は越えゆく、荒男も立して憚る不破の關越えて吾は行く、馬の蹄筑紫の崎に止りて吾は齋はむもろくは幸くと申す歸り來までに

而してこれら幼稚なる陸上交通に就て猶一二を記さば、續紀元明天皇和銅六年に

秋七月戊辰。美濃信濃二國之界。徑道險阻。往還艱難。仍通吉蘇路。

とて木曾路を開きたるあり、東歌之を詠みて

信濃路は新の壑道刈りばねに足踏ましむな沓はけ吾が兄

といふ。又廣河女王の歌に

戀草を力車に七車積みて戀ふらく吾がこゝろから

なるあり、當時陸上運搬は、大方肩背又は馬によりたるものなれども、尙此の如く一種の荷車の存したることは、かの正倉院文書にも、天平六年の「造物所作物帳」に自泉津運車六十四兩賃錢二貫四十八文車別三十二文、同じく十一年「泉木屋所解」に

進上材木一百四十一材之中篋子廿八枚、柱十六枚、二寸半板廿七枚、檜久札六十枚

右伴材木運車十三兩充賃四百九十四文別三十八文

以下車賃列擧しあり、又天平寶字六年二月の「造甲賀山作所解」には、車に積みたる材木の種類に長サ二丈の角木、二丈七尺の桁、一丈七尺の柱等あり、その外尙多くの例を見るのである。

橋梁に就ても、人麻呂の歌に、「飛ぶ鳥の、明日香の川の、上つ瀬に、石橋渡し、下つ瀬に、打橋渡し、石橋に、生ひ靡ける、玉藻もぞ、絶ゆれば生ふる、打橋に、生ひを、れる川藻」云々とか、或は麻呂が宴飲の時歌へりといふ丸太橋の

銚子さやまに湯わかせ兒こも櫟いもひつの檜橋より來む狐きつねに浴むさむ

などの如く、極めて原始的のものを見る如く、宇治川その外の川に、橋と呼ぶべきものの架せられしも、やはり此の期に至りて、各地に巡禮行脚せる布教僧によりて初めて作らるることとなりたるものといへば、橋梁、道路、機關の何れを見るも、當時に於ける陸路交通が、いかに不便困難なるものなりしかは之を想像して誤たざる所である。されば萬葉を通じて、至るところにその難澁を嘆く歌を見出す次第にて、況むやそれ以前、即ち古代に於ける陸路交通がどの程度まで可能なりしやは、之亦同時に凡そ推して測り知る事を得べく、景行紀に日本武尊が惡神を悉く平げて「開水陸之徑」とし、『神功皇后紀』に「増賜多沙城、爲往還路驛」とあれど、果して奈邊まで開拓せられしものなるやは不明にて、日本武尊東征の嶮路を以てするも、歴代の天皇多く吉野、飛鳥の流域に沿ふてその都を定め、遷都又多く舟行を索めて之を行ひし事などを思へば、まづ大化改新以前の陸路交通は、畿内の小地域を除きては全然行はれざりしものと認めたい。そのみならず、各部落は夫々に獨立自主の自然經濟生活を營める頃頃にありては、開拓は畢竟征討と同じく、異國への旅行は危險極りなく、古代社會に於て永く交易經濟の行はれざりしはこの理由に基く處極めて大なるべく、さらに此の期に至りても、未だ如上の状態なりしかば、隔地間に於ける交易の殆ど行ひ難かりし事情もよく了解せらるゝであらう。されば錢貨を以て支拂の方便とする必要も多く之を認むる事能はず、都會地を中心として小區域に於ける外、概ね猶自然經濟を營めるは無理なき事にて、諸國古風土記はその有様を寫してまことに妙を得てゐるものである。

たゞ陸路交通のかくの如き進歩稚々たるに比して、海路交通の發達著しきものあるは、わが國地勢の自然に然らしめし處なるべきも、一つには、海を渡りて來住せる天孫民族が、舟行の便と灌水の用とを利用して河川の流域、海岸より附近の平野に居住したればなるべし。而して山間僻地に住むものは、即ち畢に暗愚野蠻なる土着人種にして、固より開墾開拓の道を知らず、加之天孫民族は夙に三韓との交通あり、海上交通の比較的急速なる進歩發達は、それらによるものであると思ふ。

今假に古書を按じて太古舟行の状態に溯れば、記に素盞鳴尊の浮寶うきたからや、大國主神が出雪ひこの御大の岬みさきに在るとき沖の波間より少名毘古那神が乗りて來ませる草の實の皮にて作りし「羅摩船」あり、又火遠理命が「无間勝間之小船」なごあれど、固よりそれらの空想談は之を捨て、垂仁朝に至りて二俣ふたゑ楳まにて作れる二俣小舟あり、仲哀紀八年に「拔取百枝賢木以立九尋船之舳」とあり、而してその後三韓征伐に至りて、舟船による往來相繼ぎ、應神朝に彼の「枯野」と稱する當時の早船が造られたのである。紀は之を記して

五年秋八月庚寅朔。壬寅令諸國。定海人及山守部。冬十月。科伊豆國。令造船。長十丈。船

既成之試浮_ニ于海。便輕泛疾行如_レ馳。故名_ニ其船_一曰_ニ枯野_一。由_ニ船輕疾_一名_ニ枯野_一是義。達焉者謂_ニ輕野_一後人訛歟。

三十二年秋八月。詔_ニ群卿_一曰。官船名枯野者。伊豆國所_レ貢之船也。是朽之不堪_レ用。然久爲_ニ官用_一功不可_レ忘。何其船名勿絶而得_レ傳_ニ後葉_一焉。群卿便被_レ詔以令_ニ有司_一取_ニ其船材_一爲_ニ薪而燒_レ鹽。於是得_ニ五百籠鹽_一。則施之周賜_ニ諸國_一。因令_ニ造船_一。是以諸國一時貢_ニ上五百船_一。悉集_ニ於武庫水門_一云々

かくて三韓との往來繁きを加ふるに従ひ、造船の術は愈々進歩して、海上交通次第に見るべきもの多きに至つたのである。(9)されば、陸上交通は後尙久しく不便を極めたれども、海上交通は夙に開發の機運に乘じ、従つて海岸津浦の地又早く文化の光に浴してその發展を來したるは、難波津を始め、多く津と呼ばるゝ地名の古くより存在し、かの『源氏物語』の須磨明石の附近又港船の地として人口を集中せることなどによつても之を容易に知る事が出来るであらう。財貨の運搬も、概ね舟船の便を藉り、旅行又海上交通を主としたる事情も、かの『土佐日記』を始め、多くの中世文學によりて明なる所にして、中央地域に於ける海岸線に沿ふたる地方及び河川の流域に、多少の財貨の移動行はれたりと認むることは吝でない。

關市令又「津」に關する規定を設け、

凡行人出入關津者謂行人者、公私皆是也。津者、攝津。其要路皆以_ニ人到_一爲_ニ先後_一。不_レ得_ニ停擁_一。雜令にまた

凡要路津謂不必大路、當人往來有_ニ要領_一者皆是也。不_レ堪_ニ涉渡_一之處、皆量_レ船運渡。依_ニ至_一津先後_ニ爲_レ次。國群官司檢校、及差_ニ人夫_一、充_ニ其度子_一。謂以_ニ雜徭_一。二人已上。十人以下。每_ニ二人_一、船各一艘。(令義解)

とす。萬葉之を歌ひて曰く。
宇治川を船渡をと呼はへども聞えざるらし櫂の音もせず
天の川安の渡りに船浮けて秋立つ待つと妹に告げこそ
苦しくも降り來る雨かつわが崎佐野の渡に家もあらなくに
埼玉の津に居る船の風をいたみ綱は絶ゆとも言な絶えそね

四、奈良朝文化の經濟的背景

今、再び大化二年の詔勅を披いて見る。

曰。罷_ニ昔在天皇等所立子代之民處處屯倉及別臣連伴造國造村首所有部曲之民處處田莊_一。凡郡以_ニ四十里_一爲_ニ大郡_一以_ニ三十里以下四里以上_一爲_ニ小郡_一其郡司並取_ニ國造性識清廉堪_ニ時務_一者爲_ニ大領少領_一。

曰。初造_ニ戶籍計帳班田收授之法_一。

凡五十戶爲_ニ里_一每_ニ里置_ニ長一人_一掌_ニ案檢戶口_一課_ニ植農桑_一禁_ニ察非違_一催_ニ賦役_一。

凡田長三十步廣十二步爲_ニ段_一十段爲_ニ町_一段租稻_ニ二束_一二把町租稻_ニ二十二束_一若山谷阻險地遠人稀之處隨_レ便量置。

曰。罷_ニ舊賦役_一而行_ニ田之調_一。

惟ふにこの革新の詔勅に現れたる理想は、即ち從來の氏族制度の社會組織を否認して、以て中央集權の獨裁君主國建設の希望にあつた。既に佛教が弘布したる所のものは、わが國古來の神道とは異り、個人主義的平等觀と現實に執せず未來に求めむとする印度の哲學思想である。儒教が齎せるところのものは、之亦忠孝仁義に基く思想に外ならない。國に二君なく、民に兩主なし、率土の兆民、王を以て主と爲す^一とする思想は、土地豪族私宰の氏族制度とは根本に相容れないものである。而もこの二つの外來思想は、さらに急激なる人口の増加との欲望の發達、並に之に伴ふ經濟生活の進歩と、而して終に土地豪族たりし大貴族間に於ける勢力争鬭の結果、こゝに一つの新社會建設の機運を醸成し、革新の時代を形成するに至つたのである。大化の革命は、此の過程の上に現れたる一大轉換期にして、同時にまた次の行程の發端に立つものである。

即ちこれによつて從來の子代の民、屯倉、各豪族私有の土地及人民即ち部曲並に田莊を罷めて公地公民と爲し、初めて京師を修め、地方の行政區劃は之を國、郡に分ち、國造縣主に代ふるに國司郡司を以てし、彼等をして戶籍をつくらしめて斑田收授の法を制定し、その理想を實現せむと欲したのである。萬葉に歌あり、曰。

すみのえ 住吉の岸を田に墾り蒔きし稻ひで、刈るまで逢はぬ君かも

あさか 新墾田の鹿田の稻を倉に積みてあなひねくし吾が戀ふらくは

あさか 苗さす晝はたゞびてぬば玉の夜の暇に摘める芹これ

斑田の制度とは、戶籍計帳に基きて、斑田使によつて各戸に對し田を斑ち與ふるの制にして、この

田を稱して口分田と呼ぶ。大寶令によれば、男女六才に達すれば男子は田二段、女子には其三分の二を給與せられ、その使用收益の權を認めらるゝもので、六年を以て一斑年とし、この六年毎に戶籍の調査を行ふて死せる者の田は之を公收し、新に六才に達せる者あれば之に給し、而もその賣買を禁止して、以て彼の豪族土地兼併の弊を防止せむと企てた。田令に曰ふ、(令義解)

凡諸國公田、皆國司隨郷土估價賃租^{謂公田者、乘田也。賃租者、凡乘田限二年賣。春時取直者爲其價送太政官、以充雜用。}

凡賃租田者、各限二年。園任賃租及賣。皆須經所部官司、申牒、然後聽^上。

凡田有交錯、兩主求換者、^{謂錯雜也。假令甲處田一町、二人中分、各得二部。判聽除附。}

凡官人百姓、並不^レ得將田宅園地、捨施及賣易與寺。^{謂捨施者猶布施也。賣易者、賣及賣。但依文奴婢牛馬等、不在禁限。}

前掲の歌の中に「苗さす晝はたゞびて」と歌へる萬城王(後の橘諸兄)は、その時の斑田使にして、朝命を帯びて斑田の事務に鞅掌してゐたのである。或は又易田と稱し、土地薄瘠にして隔年耕作を行ふ場所に對しては、口分田を與へらるべき田地の面積を二倍し、又寬地の剩田(人口稀薄にして口分田を給與すべき田地の剩れる地方)にあつては之を公田に準じて庸役を以て之に當らしめ、若くは之を賃借せしめたものである。

然るに、此の理想は間もなく崩壊して、再び土地私有制度は復活せられたのである。即ち續紀和銅四年七月の詔に律令を設けて以來既に年久しきにも不拘、わづかに一二の行はるゝのみにして皆行はれざるを警めたるあり、同じく十二月の詔に

親王已下。及豪強之家。多占山野。妨百姓業。自今以來。嚴加禁斷。但有應墾開空地者。宜經國司。然後聽官處分。

とあり、又五年五月の詔に「諸國大稅。三年賑貸者。本爲恤濟百姓窮乏。今國司及里長等。緣此恩借安生方便。害政蠹民莫斯爲甚。云々」とせる如く、國司郡司は、次第にその地位に狎れて、その領民に對して私有民私有地の觀念を生ずるに至り、茲に墾田開發と相俟つて、益々此の風潮を著しくしたものである。

墾田に二種あり、一を公墾田と稱し、一を私墾田といふ。公墾田とは即ち國家自ら國費を投じて開墾せしむるものなるが、私墾田は之に反して戸が自ら營める處のものである。而して斯くの如き現象の發生したるは、畢竟人口の増加に伴ふ自然の結果にして、彼の養老七年の三世一身法の如きは、即ち此の理由に基きて、土地開墾獎勵策として施されたものである。續紀に曰く。

夏四月。辛亥。太政官奏。頃者。百姓漸多。田地窄狹。望請。勸課天下。開闢田疇。其有新造溝池。營開墾者。不限多少。給傳三世。若遂舊溝池。給其身。奏可之。而もこの三世一身の法が、聽て掠奪耕作の弊に陥るや、遂に天平十五年に至り

如聞。墾田依養老七年格。限滿之後。依例收授。由是。農夫怠倦。開地後荒。自今以後。任爲私財。無論三世一身。悉永年莫之。

とする詔勅出で、かくして茲に私墾田の上に於ける純然たる私有權を容認することとなり、大化革命の土地公有の理想は遂に失敗に歸したのである。而も諸地方に於ける權勢家たる國司郡司は、次第に彼等自身の私墾田の開發や、或は管下の人民より之を強制的に買收徵收すること等によつて廣大なる土地を合併するに至り、遂に彼等は、古の國造伴造に代つて土地貴族となり、地方豪族たるの地位を獲得するに至つたのである。⁽²⁾莊園制度の發達は、この間に行はれたものである。

土地私有權の發達は、更に之を寺社領の檢按によつて、一層その著しきものあるを認めるであらう。元來寺院は、寺田と稱する一種の不輸租地を興へられて居り、之は天皇の信仰心に基く喜捨によるものであるが、之に倣ひて貴族もまた連りにその有する墾田職田功田等を寄進したれば、寺院の有する田地は夥しく増大し、殊に、寺田が租税を免除せられたる一事は、驅つて私墾田の所有者をして寺院に趨らしめ、以て國司郡司の壓迫と不法なる課役とを避くるの途をとらしめしかば、寺院の領有地は愈々大なるを加へ、加之さらに大資本を蓄積せる寺院自身の行へる私墾田と合して、佛教の信仰益々甚しきに伴れて、遂に寺院は宛ら土地貴族の地位に立つに至つたものである。續紀和銅六年十月の條に、諸寺多く田野を占めてその數限り無し云々とあり、さらに靈龜二年に至りては「諸國寺家。多不如法。或草堂始開。爭求額題。幢幡僅施。即訴田畝。」とか「郡内諸寺。多割疆區。無不造修。虛上名籍。觀其如此。更無異量。所有田園。自欲專利。」等あり。その宮廷の信仰あつきに從ひては、或は天平十九年十一月の詔に

朕以去天平十三年二月十四日。至心發願。欲使國家永固。聖法恒修。遍詔天下諸國。國別命造金光明寺。法華寺。其金光明寺各造七重塔一區。并寫金字金光明經一部。安置塔裏。(中略)若能契勅。如理修造之。子孫無絕任郡領司。其僧寺尼寺水田者除前入數已外。更加田地。

僧寺九十町。尼寺四十町。便仰_三所司_三墾開應_レ施。普告_三國郡_三知_レ朕意_三焉。

を始め、天平勝寶元年五月には、大安、薬師、元興、興福、東大、法隆、崇福、香山薬師、建興、法花の各寺に、寄進の布帛稻束と共に墾田地各一百町を以て天下の太平を祈願し、秋七月に至りてはさらに諸寺の墾田地を定め、爾來參拜の毎に寺院に對して封戸寄進の事あり、かくして寺院は廣大なる土地を領有することとなり、又併せて貴重なる獻納物を積みて、貴族と相對して當時の權門富家となるに至つたのである。東大寺古文書に收められたる諸記録に就て案するならば、當時の寺社領地の廣大なる状態の一斑をよく知り得るであらう。⁽³³⁾

かくの如く、富と權勢とを蓄積せる寺院と貴族とは、彼等のために華々しき文化を建設した。奈良朝文化は、いはゞその富を背景とせる貴族と僧侶に依つて絢爛を彩り作られたものである。奈良朝文化は貴族文化であつた。佛教文化であつた。舶來文化であつた。凡ては唐制の模倣であり、翻譯的のもの斗りであつた。それは他ではない、當時の文化が僧侶の手に依つて紹介され、建設され、而してそれらの僧侶は又支那文明によつて啓發された者だからである。實に僧侶は、たゞ單に宗教上思想上の中心であつた斗りでなく、土地貴族としての彼等は、時代の先驅者としての彼等は、また政治の中心であり、經濟上に於ても大なる支配階級を構成してゐたのである。そして奈良朝文化は、結局彼等のその姿を寫したものに外ならない。

佛都奈良、藝術の都奈良——まことそれこそは當時の「富」の上に起てる大宮人と僧侶との、錦繡の樓閣であり、美酒の殿堂であつた。東大、興福、西大、元興、大安、薬師、法隆の、奈良七佛寺の

建築は、未だ曾で聞かざる大土木大工事であつた。法隆寺玉虫の厨子、東大寺正倉院の鴨毛屏風は希臘印度の古代文明の再開であつた。⁽³⁴⁾樂器に、武器に、什器調度、金銀蒔繪、七寶細工の美術品、玻璃の壺やら硝子玉や——奈良朝文化を傳へ殘せる工藝は、工業といはむよりは寧ろ奢侈的美術であり、技藝であつた。それは、貴族社會の有閑なる人々の享樂生活の記録である。巨大なる「富」の力なくしては到底企て及ばざりし大規模のものである。龐大なる「富」の力なくしては到底求め得べからざりし纖巧なるものである。僧侶が開拓した社會は、寺院のための華かなる聖地を形成した。貴族によつて建設された社會は、貴族のための絢やかな樂園を描出した。畢竟奈良朝文化の美しき姿は、それら貴族と僧侶の美的生活の反映に外ならないのである。そして彼等の美的生活を支持せるものは、即ち彼等が背景に於て存したる、その「富」と權勢それ自體であつたのである。

大伴家持黄金の歌を詠みて曰く。

天皇の御代榮えむと東國なる陸奥山に黄金花咲く

五、貴族階級の享樂生活と奴隸制度

萬葉に一首あり

もゝしきの大宮人は暇あれや梅をかざしてこゝに集へる

これぞそれら貴族階級の有閑々雅なる生活を謳歌するに最もふさはしき文辭である。彼等は、その「富」と權勢の上に、自然の儘なる美の陶醉を貪つた。彼等は戀を謳つた。戀に哭いた。そして月を娛み、ゆく雲の行方を悲んだ。それは美に對する憧憬であつた。ものゝあはれを知るよりも、彼

等の自然的な本能は、たゞ美を追ひ、美を失ふて嘆くのであつた。いはゞ萬葉全巻を通して知る所のものは美に對する憧憬の情趣である。それは赤裸々な人間性を表した「戀歌集」である。そしてその外の何ものでもない。

何が彼等にかくの如き戀の洵醉を許したか？、それは彼等の地位である。富と權勢が支持する彼等の地位である。何が彼等にかくの如き哀愁の挽歌を作らしめたか？、それも彼等の地位である。境遇である。衣食足つて何の悩みなき彼等が心からの憧憬の聲である。

かくばかり戀ひつゝ、あらずは高山の磐根し枕きて死なましものを
橘の蔭履む路の八衢に物をぞ思ふ妹に逢はずて

蒸衾なこやが下に臥したれど妹とし寝ねば肌し寒しも⁽³⁵⁾

それから、萬葉佳人達が甘き戀の讚美歌を唱つてゐるとき、「懷風藻」の詩人達は、自分達に恵まれたその太平の天下を謳歌してゐた。

玄覽動^ニ春節。宸駕出^ニ離宮。勝境既寂絶。雅趣亦無窮。折^レ花梅苑側。酌^レ醴碧瀾中。神仙非^レ存^レ意。廣濟是攸^レ同。鼓腹太平日。共詠太平風。(正五位大學頭忌寸老人)

嘉辰光華節。淑氣風自春。金堤拂^ニ羽柳。玉沼泛^ニ輕鱗。爰降^ニ豐宮宴。廣垂^ニ栢梁仁。八音寥亮奏、百味馨香陳。日落松影開。風和花氣新。俯仰一人德。唯壽萬歲真。(大學博士從五位下刀利康嗣)
至德洽^ニ乾坤。清化朗^ニ嘉辰。四海既無^レ爲。九域正清淳。元首壽^ニ千歲。股肱頌^ニ三春。優々沐^レ恩者。誰不^レ仰^ニ芳塵。(從四位下刑部卿山前王)

花鳥山に呼べば、王駕出で、緑野に遊び、魚禽川に歌へば、佳人船べりに暮ふて月光の影を曳く。柿本人麻呂歌を歌ひて曰く。

山川の、清き河内と、御心を、吉野の國の、花散らぶ、私津の野邊に、宮柱、太敷き座せば、百敷の、大宮人は、船並めて、朝川渡り、船競ひ、夕河渡る、この川の、絶ゆる事なく、此の山の、彌高からし、石走る、瀧の都は、見れど飽かぬかも

燦然たる奈良朝文化が傳へ残した貴族の美的生活の遺物は、一々茲に擧げるには余りに煩しい位、見事に澤山ある。

併し、光のうしろに影あり、美しきもの、陰に醜き姿が潜むてゐるのは世の常である。貴族僧侶の閑樂境は、又他の一方から見ればその下に壓されたる奴隸の地獄であつたのである。大廬舍那佛の建立も、七大寺の建築も、墾田の開發、道路の開拓、橋梁溝池堤陵と、燦然たる奈良朝文化の象徴は、凡てこれ奴隸が汗と涙に築かれたものである。貴族も寺院も多數の奴隸を使役してゐた。天平勝寶二年の「官奴司解」には合計二百人の奴婢を撰定し、その名を連ねたるあり、同じく「太政官符」は大和國金光明寺に施奉せる奴婢二百人と記し、又天平神護三年の「東大寺婢奴帳目録」は、國々より買ひ進めたるもの、寺家の買取りしたもの、及び進上のもの等を分けて、夫々の奴婢帳を收めてゐるのである。さらに寶龜三年の東大寺奴婢籍帳にも、官納奴婢 百五十八人、諸國買貢上奴婢三人、寺家買奴婢二十三人、大宅朝臣麻呂貢上奴婢十八人、合計二百〇二人、中逃亡奴婢十四人、見定奴婢一百八十八人等の數字を見る。而して各戸に從屬せる奴婢は之を家人及び私奴婢と稱し、公のもの

のを官戸、陵戸、及び公奴婢の三種とする。令義解に、

凡官奴婢、奴六十六以上、及廢疾、若被配没、令爲戸者、並爲官戸。謂下條云、家人奴婢、奸主及依律、謀反大逆者、至年七十六以上、並放爲良。謂緣坐家賤、當没入時、既六十六以上、廢疾者、則任所樂處父子並没官、是也。

附其、反逆緣坐、八十以上、亦聽從良。謂若甲是緣坐、乙則甲奴、俱是七十六者、乙依律、准奴婢之例。爲官戸、如七十六以上及篤疾者、亦從良人也。

とあり、官戸は奴婢に比すれば、良に近く待遇せられてたることが分る。良は良人、即ち自由民である。續紀養老四年八月の条に、藤原不比等の病氣平癒祈願のために、都下の四十八寺をして一日一夜薬師經を讀ましめ、以て官戸十一人を免して良と爲し、奴婢十一人を除て官戸に従はしめた記事あり、又天平十六年二月の条には

丙午。免天下馬飼雜戸人等。因勅曰。汝等今負姓人之所耻也。所以原免同於平民。但既免之後。汝等手伎如不傳習子孫。子孫彌降前姓。欲從卑品。又放官奴婢六十人。從良。とも出てゐるのである。而して田令に官戸と家人の區別をして左の如き法を立てゝゐる。

凡官戸奴婢口分田與良人同。家人奴婢、隨郷寬狹、並給三分之一。又之らの官戸が、多く没官せられしもの、類であつたことは同じく續紀和銅四年の條に孝子の逸話を載せて

已酉。漆部司令史從八位上丈部路忌寸石勝。直丁秦犬麻呂坐盜司漆。並斷流罪。於是石勝男祖父麻呂年十二。安頭麻呂年九。乙麻呂七。同言。内父石勝。爲養已等。盜用司漆。緣其所犯。役遠方。祖父麻呂等爲慰父情。冒死上陳。請配兒等三人。役爲官奴。贖父重罪。詔曰。

人稟五常。仁義斯重。士有百行。孝敬爲先。今祖父麻呂等。役身爲奴。贖父犯罪。欲存骨肉。理在矜愍。官依所請爲官奴。即免父石勝罪。但犬麻呂依刑部斷。發配處。

とし、次いで秋七月壬申に、彼らを免して良に従はしめし事あり、又天平寶字四年三月の條に「没官奴二百三十三人。婢二百七十七人、配雄勝柵、並從良人。」など出てゐるのである。

一體、奴隸制度は萬葉時代に始つたものでもなければ、この期に於て、それが特に著しく發達したといふでもない。成程、奈良朝文化は、貴族と僧侶がその富と權勢の上に立つ美的生活と、その影に驅使せられた奴隸達の勞働によつて建設されたものではあるが、奴隸がもつと重要な役目を負擔してゐた時は萬葉以前、次第に農業が發達し、氏族制度が整つて、各氏族が連りと土地の開拓を始めたころの社會である。萬葉時代は、奴隸經濟時代と呼ぶけれども、その時代は、實際に於て、奴隸經濟の古代社會から、莊園時代の農奴經濟へと移りゆく過渡期に遭遇してゐたのである。

奴隸が、古代社會に於て、いかに重要な財産を構成してゐたものであるかは、殆ど凡ての國の歴史が軌を一にして之を説明してゐる。蓋し征討拓伐から開墾擴地に移れるその時代に於て、奴隸こそは唯一の有方なる手段であり、道具であつた。彼の品部部曲の民並にその下に體役に馳驅せる奴は、遠く古代社會に於ける奴隸であつた。彼等は氏人の財産を構成し、若くは氏の共産體を維持して行つた者である。彼等は、その隸屬する所の氏の首長、若くはさらにその上位の首長に依つて征服された者である。或は罪を得て没官されたものである。又は貧困のために賣却されたもので

ある。彼等はそれらの首長のために一定の世襲職業に従事し、又は農耕、築堤、營繕、土木の勞務に服してゐた。たゞ、品部部曲の民が、次第にその氏族と同化し、文化の向上と共にその有する所の智識才能によつて良民化し、遂にもと貴族及びその子孫たりし氏族の一員たるの地位を獲るに至つたのに、奴の方は、永く單に體役勞働者として存續して來たことは、萬葉時代の奴隸と、古代社會の奴隸と自ら相違の存する點である。大化二年の詔に「ことには臣連伴ノ造國ノ造村ノ首のたもてる部曲の民處々の田莊を罷めよ」とせるは、つまりこの、當時にありてはその實際に於て良民化し、同一氏族化せる部類に就てのみ言へるものにして、未だ猶體役に従事して居つた奴隸——奴を解放したのではない。

されば萬葉時代に於ける奴隸とは、斯くの如き部類の人々を指稱するのである。従つてそれらの奴隸は、良民とは截然と區別せられ、彼等の待遇は全く牛馬家畜及び商品と異らないのである。大化元年八月の詔に

又男女之法者。良男良女其所生子。配其父。若良男聚婢所生子。配其母。若良女嫁奴所生子配其父。若兩家奴婢所生子配其母。若寺家仕丁之子者。如良人法。若別入奴婢者。如奴婢法。

然るに戸令は奴隸と良民との婚姻を否認してゐる。義解に「凡陵戸、官戸、家人、公私奴婢、皆當色爲婚」を説明して「凡此五色、相當爲婚。則異色相娶者、律無罪名。並當違令。既乖本色、亦合正之。若異色相娶、所生男女、則知情者、自合從重。其官戸、陵戸、家人、是此三色者、官戸爲輕、

二色爲重。亦公賤爲輕、私賤爲重。但陵戸家人相婚所生子者、從母爲定也」といふ。即ち奴隸の婚姻は、その同一種類の者同志に於てのみ正當である。異色の者と婚することを許さないのである。

又奴隸が牛馬家畜と同様、當時に於て一個の商品として取扱はれるたりし事は、捕亡令に「凡已失家人奴婢雜畜貨物、皆申官司案記。若獲物之日、券證分明、皆還本主」と規定しあり、同じく逃亡せる奴婢を捕へしものに對し、その期間の如何によりて一定の賞を以て酬るたりし事などによつても知らるゝ所である。従つて、その生命の如きも何らの保護を不加、「凡捉逃亡奴婢未及送官、限内致死失者、免罪不賞」など、いつた有様にて、當時いかに奴隸が酷使せられ、又いかにその苦痛に堪えずして逃亡する者多かりしかは、律令の法文を一見して直ちに肯定し得る處であらう。されば日本書紀、持統天皇七年正月壬辰の條に「是日詔令天下百姓服黃色衣奴皂衣」とある通り、良民と奴隸とはその服色を異にせしめて之をハッキリ區別したのである。彼等は卑しき者である。彼等は潰れたる者である。醜き者であるといつて、奴隸を蔑視し居たる狀は、「橋立の熊來酒屋にまぬらる奴、わし、誘ひ立て率て來なましを、まぬらる奴、わし」を始め、萬葉歌人の戯歌の中にも十分にその思想を認める事が出来るのである。

香塗れる塔になら寄せそ川阿の糞耐食める醜の女奴婢
 堅さにもかにも横さも奴とぞ吾はわりけるぬしの殿戸に
 住の江の小田を刈らす兒奴かも無き奴あれと妹がみためと秋の田を刈る
 又その服に就ては左の如き歌がある。

椽の衣著る人は事なしと言ひし時より着欲しく思ほゆ
椽の解き洗ひ衣怪しくもことに着欲しき此の夕かも

まこと彼等こそは罪人である囚人である。彼等は戰敗者である、捕虜である。又掠はれたる人々である。生れ乍らにしてその哀しい境遇に出でし者である。——そしてさらに飢に脅かされて身を投じて成れる不幸な人達の身の上である。

以前、被民部省去天寶勝寶元年九月廿日符傳、被太政官今月十七日符傳、被大納言正三位藤原朝臣仲麻呂宣傳、奉勅、奴婢年三十已下十五已上、容貌端正、用正稅充價直、和買貢進者、省宜承知、依前件數、仰下諸國、令買貢上、但不論奴婢、隨得而已者、國宜承知、依狀施行者、謹依符直、件奴婢買取進上如前

これ天平勝寶、二年の「但馬國司解」に見る所である。いかに佛都と雖も貧富の差別を撤することは出来なかつた。浴く佛陀の慈悲を惠むことは出来なかつたのである。Might is Right is Wealth Might is Right is Wealthは人間生活の上に、いつも變る事なき真理である。物質生活の上に於て、人間社會はいつも「富」を境として、天國と地獄との二つの世界に岐れてゐる。富を負ふて往く者、いかに天國に入る路の容易き、貧しき者の、いかに地獄の業火の呪深き—何れの世、何れの時、何れの國の歴史を翻いても、いつも變る事なく一貫した姿は、富者の權利をそれである。それは決して資本主義社會だけの特徴でもなければ、近代社會のみの特産物でもない。時代は遷る。英雄、貴族、武士、町人、時代の支配者も亦これと共に移つてゆく。だが一度だつて「富」の上に立脚せざる支配者の

存在した時代があつたであらうか。一度だつて貧乏人が天國に登つた時代があつたであらうか。それは到底避け得べからざる人間社會の本體である。貧富強弱の懸隔は、後の詩人達がたゞその美しき姿のみを謳歌してゐる太古の人々の共產體それ自體に於てすら既に發生し、存在してゐたものである。私は最後に、茲に山上憶良が残した貧窮問答の哀歌を記して、この小章の筆を擱きたい。

貧窮問答一首並に短歌

風交り、雨降る夜の、雨交り、雪ふる夜は、すべもなく、寒くしあれば、堅鹽を、とりつゞしるひ、糟湯酒、うち噉ろひて、該ぶかひ、はなびしく、しかとあらぬ、髯かき撫で、吾を措きて、人はあらしと、誇ろへど、寒くしあれば、麻衾、引き被ぶり布肩衣、ありのことごとく、着添へども、寒き夜すらを、吾よりも、貧しき人の、父母は、飢寒からむ、妻子どもは、乞ひて泣くらむ、この時は、如何にしつゝか、汝が世は渡る、天地は、廣しといへど、吾が爲めは、狭くやなりぬる、日月は、明しといへど、吾が爲は、照りや給はぬ、人皆か、吾のみや然る、わくら葉に、人とはあるを、人並に、吾も生れるを、綿もなき、布肩衣の、海松の如、わ、け下れる、かゞふのみ、肩にうちかけ、伏せ廬の、曲廬のうちに、ひた土に、藁解き敷きて、父母は、枕の方に、妻子どもは、足許の方に、圍み居て、憂ひさまよひ、窺には、煙吹立てず、甑には、蜘蛛の巢かけて、飯炊ぐ、事も忘れて、鶴鳥の、咽呼び居るに、いとこのきて、短きものを、端きると、言へるが如く、答とる、里長が聲は、閨房まで、來立ち呼びひぬ、斯くばかり、術なきものか、世の中の道世の中を憂しとやさしと思へども飛立ち兼ねつ鳥にしあらねば

反歌

富人の子供の著る身なみ腐し棄らむ絹綿らはも

(1) 『大日本古文書』參照。又同書天平寶字六年閏十二月二十九日「造石山院所解」に、檜皮葺工二百六十九人を雇ひ、檜皮葺殿六宇、僧房四宇を造り、長七丈廣四丈高一丈五尺の佛堂一字建立のため百六十人の工人を使ひたる、又「七百九十人作佛堂一字」三百二十一人作僧房四字」六百十一人佛堂北方岸土堀運捨」等の記事見ゆ。

(2) 日本書紀雄略天皇十三年三月に「天皇使_レ蘭田根命資財露_レ置於_レ御香市邊橋本之土_上」云々

(3) 古く「竹取物語」を初め、平安朝期の戀愛文學には特にこの點について興味ある物語が記されてある。

(4) 垂仁紀二年。是歲任那人蘇那曷叱智請之欲_レ歸于國_蓋先皇之世來朝未_レ還歟故致賞_レ蘇那曷叱智_仍齋赤絹一百匹賜_レ任那王_{云々}。三年春三月。新羅王子天日槍來歸焉。將來物羽大王一箇足高玉一箇鶴鹿鹿赤石玉一箇出石小刀一口出石梓一枝日鏡一面熊神籠一具并七物云々。景行紀十二年。熊襲退治の条に「於是武諸木等先誘_レ麻剌之徒_仍賜_レ赤衣禪及種種奇物」云々。欽明天皇七年春正月。百濟使人中部奈卒已連等罷歸仍賜_レ以良馬七十疋船一千隻。十二年春三月以_レ麥種一千斛賜_レ百濟王_{さら}に后にも文武天皇三年春正月。京職言。林坊新羅女半久賣。一生二男二女。賜_レ纒五疋。纒五屯。布十端。稻五百束。乳母一人。大寶元年春正月。新羅大使薩食金所毛卒。賜_レ纒一百五十疋。纒九百三十二斤。布一百段。三月壬寅。賜_レ右大臣從二位阿倍朝臣御主人。纒五百疋。絲四百綯。布五千段。釜一万口。鐵五萬斤。備前備中但馬安藝國田二十町。等々々(日本書紀及續日本紀)

(5) 茲に古代社會とは、萬葉時代以前をいふ。こゝに萬葉時代とは大化改新以來、奈良朝末期までを指稱す。

(6) 神功皇后攝政元年辛巳十月。新羅征伐之條に「爰新羅王波沙寐錦即以_レ徵叱已知波珍干岐_爲實仍養_レ金銀彩色及綾羅_織絹_織等八十艘船_令從_レ官軍_{是以}新羅王常以_レ八十船之調_貢于日本國_{其是}之緣也_{云々}。推古天皇十三年四月。

丈六の佛像建立に際して「是時高麗國大興王開_レ日本國天皇遣_レ佛像_貢上黃金三百兩_{云々}。皇極天皇元年二月。丁未遣_レ緒大夫於難波郡_檢高麗國所貢金銀等並其獻物_{云々}。等日本書紀に見ゆ。

(7) 此の點に就ては、瀧本誠一氏『日本經濟史』(大正十二年版)一七〇—一七五を參照されたい。

(8) 當時天下とは、固より大和地方の、特に朝權の直接及びたる小地域を指して云へるものである。

(9) 横井時冬氏『日本商業史』明治三十一年版一〇頁

(10) 續日本紀元明天皇慶雲五年正月乙巳。武藏國秩父郡獻_レ和銅。詔曰(中略)東方武藏國爾自然作成和銅出在止奏而獻焉此物者天座神地座祇乃相_豆奈_波奉_福波_奉事爾依而願久出多留寶爾在_奈母_神隨所念須是以天地之神乃顯奉瑞寶爾依而御世年號改賜_レ比換賜_久詔命乎衆々聞宣故改慶雲五年而和銅元年爲而御世年號止定賜(下略)

(11) 續日本紀天平二十一年(天平感寶元年)二月丁巳。陸奥國始貢_レ黃金。夏四月。天皇幸_レ東大寺。御_レ盧舍那佛像前殿。北面對_レ像。皇后太子並侍焉。群臣百寮。及士庶分頭。行_レ列殿後。勅遣_レ左大臣橋宿禰諸兄。白_レ佛。三寶乃奴止仕奉_流天皇_羅命盧舍那佛像能太前仁奏賜_止奏久此大倭國者天地開闢以來爾黃金波人國_用獻言波有_登斯地者無物止念_部流聞看_食國中乃東方陸奥國守從五位上百濟王敬福加部内小田郡仁黃金在奏氏獻此遠聞食驚_伎悅_備備念_久盧舍那佛乃慈賜_比福_倍賜物爾有止念爾受賜里恐理職持百官乃人等奉天禮拜仕奉事遠掛長三寶乃太前爾奏賜_止奏(下略)

(12) 續日本紀和銅四年十月甲子。勅依_レ品位始定祿法。職事二品二位。各纒三十疋。絲一百綯。錢二千文。王三位纒二十疋。又續紀文武天皇の二年十二月に對馬をして金纒を治はしめ、同じく大寶元年陸奥に使を遣はして金を治はしめ、又對馬に三田首五瀬を遣りて黄金を治はしめしが此の年五瀬に正六位を授けし記事あり。さらに續紀天平勝寶二年初めて駿河國より練金沙金を獻じその郡の田租を一年免し、同四年陸奥國の多賀以北の調庸は、從來の布に代へて黄金を以て輸送せしむることを命じたること見ゆ。

用三石三斗二升四合

二斗一升佛御供養七日料

日別 四斗五升僧十五人料

日別 一石四升經師畫師裝潢校生五十二人料

日別 五斗六

升堂童子煎膳部四十人料

日別一 四斗八升仕丁四十人料

日別一 二斗二升四合自進二十一人料

六升四合童子八人料

人別 七升醬料 二升六合醃漬粉料

殘一石六斗三升六合

鹽九升用蓋 醬一斗六升八合用一斗一升八合 未醬一斗七升六合用一斗六升 酢七升六合用二升六合 糲醬一斗二

升用八升 海藻二十一斤四兩用五斤四兩 滑海藻二十一斤四兩用三斤四兩 大凝十七斤六兩用一斤六兩 少凝十七

斤六兩用二斤六兩 芥子二升四合用八合 漬菜二斗二升用蓋 糲糲四升用二升 木履十一兩 非十兩

天平寶字六年正月廿八日信樂殿運所解

應充功食人百六十九人

食米三石三斗八升別人充二升、功錢二貫五百三十五文別人充十五文、粉酒六斗七升六合別人充四合直別升充十文、

柴五斗七合別人充三合、鹽三升四合別人充二勺

その外「甲賀山作物雜工散役帳」「造石山寺所錢米充用注文」「檜皮葺工請功食解」等東京帝國大學本「大日本古文書」卷五にこの例頗る多し。

(19) 令義解曰。

左京職。右京職准此。管三司一。

大夫一人。掌左京戶口、名籍、字養百姓、糾察所部貢學、孝義、田宅、雜徭、良賤、訴訟、市廛、度量、倉廩、租調、兵士、器械、道橋、過所、關遠雜物、僧尼名籍事。

(20) 令義解に「謂准貨物時價者、凡物各有上中下三品。即其價值多物別各有上中下三等。故惣有九等沽價、即下條云也。准中物中沽價。文云「准貨物時價。文即知據市廛交關之價、官不別立沽價法也。爲三等者、假如一旬沽價上布一端或錢三百、或三百五十、或四百、即依中沽三百五十、立沽價法。其餘中下二品、夕依中沽爲定。故云爲三等也。」

(21) 註曰「不半謂三之行。不眞謂三之濫。」

(22) 向井鹿松氏「商業政策論」(經濟學講義)

(23) 錄價長は即ちその中估價を定むる者である。關市令に

凡官與私交關、以物爲價者、准中估價。即懸評^{カクノコトクセヨ}臧物^{カクノコトクセヨ}者^{カクノコトクセヨ}知之也。

(24) 『續々群書類從』第六

(25) 神代卷に「即其御頸珠之玉緒母由良邇、取由迦志而賜天照大御神而詔之、汝命者、所知高天原矣、事依賜也、故其御頸珠名謂御倉板舉之神、訓板舉云々。」

(26) 六町一里

(27) 令義解曰。「謂凡行人、及乘驛傳度關者、關司皆寫其過所、若官符、以立案記。直於白紙錄之。不^レ結朱印。故云錄白也。」

(28) 但し雜令に「凡私行人、五位以上、欲^レ投驛止宿者觀之。若邊遠、及無^レ村里之處、初位以上、及勳位夕聽之。並不^レ得^レ輒受^レ供給。」とあり。

(29) 併し當時、三韓との交通は非常なる危險を冒して行へるものにして、その往來の船舶にして、無事に來朝し、又入國せしものは略その半數なりといふ。

(30) 憲法第十二條

(31) 古代社會に於ける一夫多妻主義、貴族崇拜の理想、原始的本能生活は各々相俟つて此の勢を甚しくし、且又歸化人の

來住も移しきもあつた。

- (32) 元明天皇靈龜元年五月。辛巳朔。勅諸國朝集使曰。天下百姓。多背本貫。流宿他郷。規避課役。其浮浪逗留。經三月以上者。即云斷輪調庸。隨當國法。又撫導百姓。勸課農桑。心存字育。能救飢寒。實是國郡之善政也。若有身在公庭。心願私門。妨奪農業。侵蝕萬民。實是國家之大蠹也。(下略)又甲午。詔曰。凡諸國運輪調庸。各有三期限。今國司等。怠緩違期。遂妨耕農。運送之民。仍致勞擾。非是國郡之善政。撫養之要道也。(下略) (續日本紀)

- (33) 尙大化改新の土地制度並に莊園の發達及びこれらの寺社領地の檢討に關しては何れ稿を改めて詳しく述べたい。

- (34) 横井時冬氏『日本工業史』參照。尙詳しくは、前掲『大日本古文書』及び『大日本佛教全書』東大寺叢書第一等參照あれ。

- (35) そして萬葉戀歌も、その所謂後期の作になる程、赤裸々な自然的な肉慾禮讚から脱して、次第に、雅かな、古今風の「ものゝあはれ」に執着してゆくのが面白い。そして一緒に經濟生活も動いてゆく。

- (36) これらの説明は、本誌第二十二卷第一號の拙稿に就て參照されたい。

Sir William Ashley を憶ふ

野村 兼太郎

近年英國經濟史學界は多くの人材を失つた。“The Industrial and Commercial Revolutions in Great Britain during the Nineteenth Century.”の著者 L. C. A. Knowles 女史逝き、次いで “The Guilds and Companies of London.”並ひに “Industrial Organization in the Sixteenth and Seventeenth Centuries.”の諸著に依つて知られてゐる George Unwin 去り、さらうに Sir William Ashley を失なつた。Sir William は晩年直接經濟史の研究には従事してゐなかつたとは云へ、その後進誘掖に於いて大いに盡すところあつた。蓋し經濟學界にとつて多大なる損失と云ふべきであらう。

Sir William Ashley は一八六〇年二月二十五日ロンドンの南部に生まれた。Lord Haldane の云ふ如く、學者の生涯は政治家や軍人のそれと異なり、假令思索の上に幾多目覺しい變化ありとするも、外觀に人目を牽くやうな變化はない。Sir William も又同様である。St. Olave's Grammar School を經て、Oxford の Balliol College に歴史を學んだ彼は、假令生活のために私教師 (coach) をしなればならなかつたとは云へ、一八八五年 Lincoln College の Fellow となり、講師の職を得たのは、學徒として最も順當なる途を進んだものと云へるであらう。かくして四年の後、一八八八年經濟學の教授として、Toronto 大學に招聘され、次いで一八九二年英語國に於ける最初の經濟史の教授と

して、Harvard 大學に赴任した。しかし本國英國に於いて教職を得んことを欲してゐた彼は一九〇一年 Birmingham 大學に商業の教授の地位を獲得することが出来た。かくして本國に歸ることを得た後、彼は政治的方面の研究の興味が盛んになり始めたのであつた。勿論彼は學者として、その講壇生活を止めたのではない。一九一八年 Birmingham 大學の副總長となり、又商科の科長として、一九二五年 Birmingham 大學を去るまで、熱心に教職に従事してゐた。しかしその興味は後にも述ぶるやうに實際問題にあつた。そして一個の學究としての範圍以上に、又單なる政治的助言者たる以上に、實際的方面に活動した。一九一七年にナイトの稱號を與へられ、一九一九年には The Royal Commission on Agriculture に、一九二三年には The Agricultural Tribunal に、最後に一九二四年十月以後 Committee on Industry and Trade として多くの功獻をなし遂げた。その外多くの公團體の顯職にあつて、一九二七年七月二十三日その死に至るまで、全くこれ等の仕事のために忙殺されてゐたのである。

以上 Sir William Ashley の生涯を概観した吾人は少しく彼の思想的變遷を辿つて見よう。前述の如く Oxford 大學に於いて歴史を學んだ彼が經濟學方面に興味を有するやうになつたのは一つは Arnold Toynbee の影響であることによつてもよいであらう。親しく Toynbee の講演に列し、その英國産業革命史論が如何に青年學徒の頭腦を刺戟したかは想像するに難くない。又他方 Ashley 自身の社會に對する實賤の興味が一層彼を驅つて經濟的事實の研究に従事せしめたのであらう。この二つの傾向は彼をして獨逸歴史派經濟學に對し強い興味を持たしむるに至つたものと思はれる。

彼の名著 "An Introduction to English Economic History and Theory" の第一卷は彼が加奈陀のトレント大學に赴任した一八八八年四月に公刊され、第二卷はさらにハッバードに轉任した翌年一八九三年に公にされてゐる。かくして年齒僅かに三十あまりの青年學徒の手になつた英國經濟史はその明快な論調に依り、一般に異狀の歓迎を受けた。そして各國語に翻譯流布されたにも拘らず、彼は中世末に筆を絶つて、その先を續けやうとはしなかつた。勿論近世は中世とは異なつて、材料の取捨選擇に中世と同様の方法を使用することが出来なかつたのも、中絶した原因の一つではあつたらうが、それよりも彼の知的興味がむしろ實際的方面、殊に英國經濟の實狀の討究に向つてゐたためであらう。しかし彼はハッバード大學在職中全然史的研究から離れてしまつたわけではない。その點は一九〇〇年に公にされた "Surveys, Historic and Economic" に所載の諸研究論文を見ても、又同書に收録されてゐる Vinogradoff, Round, Maitland, Gross, Inama-Sternegg, Meitzen, Flach, Pirone の史的述作の紹介を見ても明かである如く、中世史の研究に對して相當の注意を拂つてゐたのである。唯その實際問題に對する強い執著は到底古文書裡に没頭することを不可能にしたのであらう。従つてバミンガム大學の商業の講座は彼の本來——少くとも表面的には——の專攻でなかつたに拘らず、直ちにその職に就いたのは、單に故國に於ける教職であつたばかりではない。相當彼の研究心の赴かんと欲するところのものであつたからでもあらう。

歸國後の仕事は大體三個に分かつて大過なからうと思ふ。第一は彼自身最も興味を有し最も熱心に従事した實際問題の研究である。第二は編纂紹介の事業であり、第三は後進指導の教育事業で

ある。今その全般に亘つて悉しく紹介する餘裕はないが、左に記するその成果のみを以つてしても、なほ彼の精力の凡庸ならざることを覗ひ知ることが出来る。

先づ第一の點に就いて見れば、歸國後二年にして公にされた“*The Adjustment of Wages*”及び“*Tariff Problem*”の二著はすでに以前から留意してゐた問題に對する解決である。「關稅問題」は一九二〇年の第四版に於いて大いに増補されてゐる。又これ等の述作を翌一九〇四年に公にされた“*The Progress of the German Working Classes in the last quarter of a Century*”を合せ見れば、その社會問題に對する彼の實際的立場を知ることが出来る。彼は決して戦争を好む者ではない。しかし彼は熱烈なる愛國主義者であり、國家中心主義者であり、帝國主義者である。そして社會問題の解決も遠い將來社會に求めずして、むしろ當面の實際的狀態の改善に期待してゐる。この事實は元來彼の有してゐた現實の政治的興味に由來してゐることも考へられるであらう。従つてその後彼が公にしたこの方面の述作が一九一二年の“*The Rise in Prices*”及び“*Gold and Prices*”であることに依つても推測することが出来る。これ等の點はその歸國以來唯一の經濟史的述作とも云ふべき“*The Economic Organisation of England*” 1914に於いても現れてゐる。この著は彼が偶々一九一二年に Hamburg の Colonial Institute に招聘されて講演した原稿を基礎としたものであるが、又以前からバミンガム大學に於いても同様の問題を講じてゐたので、最もよく概括して英國經濟史を論じた名著として、甚だよく人に知られてゐるところのものである。彼の實際問題に對する功勳は上述の著作に盡されてゐるのではない。むしろそれ等よりも彼が直接政府から任命された委員として

てなされた多くの報告の方が遙かに大なる分量のものであると云へよう。彼の歴史研究に現れた鋭敏なる批判力は實際問題を取扱ふ上にも甚だ有用であつたのである。

第二の編纂紹介の方面に於いても彼の仕事は甚だ多方面である。最も人のよく知るものは“*Economic Classics*”である。Thomas Mun, Adam Smith, Ricardo, Richard Jones, Malthus 等の英國經濟學者の代表的名著を始め、Turgot, Cournot, Schmoller 等の外國經濟學者の名作をも翻譯して紹介してゐる。さらに J. S. Mill の「經濟原論」の所謂 Ashley 版が吾人にとつて如何に重寶であるかは云ふまでもあるまい。その外“*British Industry*” (1903) “*British Dominion*” (1911) の編輯、さらに一九二〇年以降一般の通俗書として出版されつゝあつた“*Continuation Manuals*”の編纂は所謂成人教育のためになされたものと見るべく、彼の教育事業の一端とも見做すべきであらうか。最後に彼が後進の指導に熱心であり、親切であつたことは彼の序文を附して公にされた著作の少なくないことに依つても知ることが出来る。親しくその溫容に接するに及んで一層その感を深くする。彼が商業の教授として二十五年の永い間、教鞭をとつた經驗の成果は一九二六年に恐らく彼の最後の述作であらうが——“*Commercial Education*”となつて公にされてゐる。

晩年に於いて彼が如何に政治的方面に多くの執著を有してゐたか、又政府の仕事になすことに多くの愉快を感じてゐたか、——事實彼が「私は今政府の仕事で大變急がしい」と語る時に、幾分老人によくある一種の穉氣を帯びた自負の中に、満足な喜悅を漏らすほどであつた。彼がバミンガムを去つて、その隱退の場所を Canterbury に選んだのは、一つはよき教會音樂を聴くことが出来る

ためであつたが、他の一つは二時間以内に Whitehall に行くことが出来たからであると云ふ。この挿話は晩年に於ける彼の政治的嗜好を物語る材料となり得るであらう。

Sir William Ashley の死は確かに學界のために大なる損失たることは云ふまでもないが、私情を語ることを許されるならば、筆者が滯英中受けた學恩の一部をも果し得ない中に訃音に接したことは最も遺憾に耐えないところである。(昭和三年二月十三日稿)

「アリストテレースの『流通の正義』」マルクスの
其解釋に關する疑「其三」中に於ける福田博士の
拙稿に對する批難に就いて

高橋 誠 一 郎

余は本誌一月號の誌上を借りて福田徳三博士が雑誌「改造」本年新年號に於いて、余の貧しきアリストテレース研究の一部に對して下されたる非難攻撃に就き、聊か秃筆を呵して應酬の禮を執り、吾人は後輩を惠まらるゝこと厚き福田博士が、必ず「改造」二月號若しくは三月號に於いて、吾人の所言に對し更らに應酬せらる可きことを密かに期待せり。果然吾人の期待は裏切らるゝことなく、同誌三月號所載の氏の論文中には屢々余に對して罵聲を放たれつゝあるを見る。然れども吾人の甚だ慊らざるは、博士の論難が聊も問題の主點に觸れ居らざるの一事なり。

博士が最初余を難せられたる主要の點は、余が今日の經濟學に對するアリストテレース經濟學說の貢獻を一掃的に否認する者なりと看做されたるに在り。余は博士の批難を以つて不當とし、余の意見は、近世の經濟學が其の主潮に於いて、決してアリストテレースに發せずして、アリストテレース及びスコラ哲學に對する反抗の時代に其の萌芽を發したりと做すに存する旨を再論せり。博士